

森町議会全員協議会

令和7年1月14日（火曜日）

開会 午前 9時00分

閉会 午後 0時35分

（町側の議題）

1. 総務課・公民館

・建設候補地（森川町民地）の不動産鑑定結果について

2. 建設課

・森町建築主事の設置及び、町による建築確認申請等の審査業務について

3. 保健福祉課・さくらの園・総務課

・社会福祉法人さわら福社会外部監査及び経営計画策定業務委託について

（議会側の議題）

1. 令和7年度行政視察について

2. 森町商工会議所及び森町さわら商工会との意見交換会について

3. その他

○出席議員（13名）

議長 14番	木村俊広君	副議長 1番	伊藤昇君
2番	河野文彦君	3番	高橋邦雄君
4番	河野淳君	5番	山田誠君
6番	野口周治君	7番	斉藤優香君
8番	千葉圭一君	9番	佐々木修君
10番	加藤進君	12番	東隆一君
13番	松田兼宗君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
教育長	毛利繁和君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事	石岡丈宜君
社会教育課長	須藤智裕君

建設課長	富原尚史君
建設課技術長	伊藤正吾君
保健福祉課長	宮崎弘光君
保健福祉課参事	萩野友章君
さくらの園・園長兼 国保病院 経営企画統括監	柏 潤 茂 君
国保病院事務長	千葉正一君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関 孝 憲 君

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、総務課、公民館関係の議題に入ります。建設候補地（森川町民地）の不動産鑑定結果についてを議題とします。

濱野総務課長、説明願います。

○総務課長（濱野尚史君） おはようございます。それでは、建設候補地の不動産鑑定結果についてご説明いたします。

複合施設整備の建設候補地のうち、町が第一の候補地としている森川町の土地が民地であることから、適正な用地買収価格を決定する際の資料とするため、不動産鑑定士による評価額を算出する目的で不動産鑑定業務委託料を本年9月会議で補正予算を計上し、議決をいただきました。本日は、その鑑定結果が出ましたので、報告させていただきます。鑑定結果の前に、まず委託期間につきましては10月18日から11月25日まで、受託者は函館市新川町23番地25号、株式会社景澤不動産鑑定事務所代表取締役、景澤周平となっております。次に、鑑定評価額ですが、森川町280番地1、3万4,122平米ほか5筆の合計3万7,956平米で7,520万円、1平米当たりの単価が1,981円という結果が示されました。

今回は、2つの手法で試算を行い、それぞれ算出された評価額の平均値が鑑定評価額となりました。1つ目ですが、取引事例比較法を採用し、同一需給圏内の類似地域に所在する取引事例を基に、それぞれの取引事例価格に時点修正、事例地の個別的要因格差修正、地域格差修正、対象地の個別的要因格差修正を行って直接比準により求めた価格の中庸値を取って得た価格8,161万円、平米単価にして2,150円であります。2つ目ですが、評価対象地を造成分譲することを想定し、分譲後の価格から造成工事費を控除して求めた価格6,870万円、1平米単価で1,810円となりました。以上2つの側面で試算した価格に違いはありますが、いずれの試算も適切に求められている価格と判断されることから、本件につきましては2つの価格の平均値を採用することが最も妥当であるとの判断の下、鑑定評価額が7,520万円となったものであります。

最後になりますが、今回の評価結果につきましては、12月上旬に土地所有者に対して報告しております。また、土地所有者からは12月下旬に今回の評価額を軸に今後用地交渉に応じる考えがあることを確認しております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○6番（野口周治君） お尋ねします。

12月上旬に土地所有者に通知をしたということですが、2つお尋ねします。この鑑定

結果を得たのは何月何日なのか、それから議会に年を越した今日まで報告がなかった理由は何なのか教えてください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回の委託期間、先ほど申し上げたとおり11月25日まででしたので、11月25日に正式に鑑定結果として示されました。それを基に、具体的には12月11日になりますけれども、土地所有者に対して本件の鑑定結果について一応ご報告という形でさせていただきました。

また、この期間まで説明がなかったのは、ちょっとこちらのこともあるのですけれども、12月に予算査定等もあつたりとかしたのと年明けてからということだったので、資料の準備等々も含めて本日になったということであります。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 今の後段のほうの回答ですが、要はほかにやることあつたから、私議会に報告しようと思つているときにはそれは理由にならないと思うのです。私は、例えば一般質問もあります。議会でいろんな議論をすることもあります。そういうタイミングでこれだけの重要情報、この数字についてはいろんな説がちまたにはあつて、皆さん関心を持っている。ただ、情報を広げたいではなくて、これに基づいて物を考えよう、尋ねようとしたら基礎情報としてなるべく早く出してもらふべきものだったと私は思うのですけれども、そうではないのかどうかお答えください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

こちらとすれば、野口議員のほうで確かに遅いという、鑑定結果出てから約1か月半くらいたっていますので、遅いのではないかということもあるのですけれども、こちらの事情、さっき言ったのはそれは理由にならないということであればそのとおりでと思いますけれども、資料の整理等々を含めて町とすればなるべく速やかに今回ご報告差し上げたというふうに考えております。

以上です。

○6番（野口周治君） 資料の整理とおっしゃいましたけれども、コアになる部分ってそんなに多いはずもない。ここにまとめたものを作るために一月半かかりましたとはとても思えないし、何より土地所有者には、口頭か文書か知りませんが、報告できているわけです。やはりできなかったという理由は、私はとてもそういう説明では納得すべきではないと思います。そのうち伝えればいいやという姿勢がちらちら見えていて、これが町民と一緒に考えたい、議会とも一緒に考えたいという姿勢ではないのではないかと捉えますが、いかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

そういったご指摘でありますので、今後こういった案件が出た場合は速やかにお知らせすることに努めたいと思つております。決して軽んじているとか、そういったつもりはございませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思つています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今回の不動産の鑑定価格が出たのですけれども、ここは畑から宅地に転用ができるという前提、もう確実だからこれが出たということによろしいですか、農地からの転用ができるという。

○総務課長（濱野尚史君） 現状の土地、農業振興地域内の農業用区域、農用地区域になっています。できるということではなくて、農地の転用をして宅地分譲をした場合という仮定になっていますので、不動産鑑定士は農地の転用の事務には携わっているわけではありませんので、そういった想定の下に出した価格ということでございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） だから、農地として確保すべき土地として道が定めて、町もそこを農地にしますということ定めている土地だと思うのです。それを許可するかしないかは町が判断できると思うのですけれども、それを前提にするということであれば、もしもできないとなった場合、この鑑定は意味がなくなってしまうので、そこは転用できるということこれが行われたということですか聞いていますけれども、どうでしょう。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時13分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） ちょっとお答えになるかどうかあれなのですが、今あの土地、農振になっております。町としては、この土地の用地の交渉がうまくいくと言ったらあれでしょうか、当然それは議会議員の皆さんや町民の皆さんの理解が得られるという前提でありますけれども、そこで建設するという事になっていけば、これ当然公共に転用しますので、農地の指定を外すための申請をして農地としてのものではなくて公共の用地として転用するということで進めていくということになります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時14分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

今現在取得しようとしている民地で耕作をされている方というのはいらっしゃるのですけれども、その方についてはまた代替地で耕作する用意があるということで伺っております。

すので、その辺のところは著しく農地が減少していくということはないのではないのかなと。町といたしましても農地を減少してまで、そのところは難しいのですけれども、公共としてその農地というものがやはり必要となってきますので、ある程度のそういった部分の減少というものは、はかりにかけたときに公共で転用したほうが町にとって有利になるといいますか、有益になるものだというふうに考えていると、そういったところでご理解いただきたいと思います。

○5番（山田 誠君） さっき課長が12月11日に所有者に対して話をしたということは、これ最終的には決定はいつ頃になるの、単価の所有者との間の合意はいつ頃をめどにしているの。この出た7,520万でやるのでしょうか。その辺は土地の所有者との話し合いを早めにやらないと事業計画が進まないでしょう。それどういうふうに考えているの。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

土地所有者については、基本的に7,520万円ぴったりということではなくて、当然今日説明した金額で幅があって、上は8,161万円下は6,870万、この上限と下限で金額がありますので、やはりその金額も当然お伝えしています。なので、土地所有者にしてみるとなるべくその上限に近い金額で売りたい、これは当然のことだと思います。町とすればその中間として7,520万円ということで鑑定結果が出ていますので、なるべくこの金額を基準ということで話はしていて、多少の上限のぶれの部分はありますけれども、おおむね7,520万円を基準として価格交渉に応じる考えはあるということですので、その部分については、土地所有者側とすると多少の金額のずれは別としても、この金額に対して売買の交渉に応じる余地があるということでおおむね同意をいただいているものと考えております。ただ、町としましては、これまだ何か土地所有するために、例えば土地所有のための予算ですとか、これくらいの面積の土地になれば当然取得するとなると議会の議決が必要になります。ただ、それについてはまだ予算計上しているわけではありませんし、議案として提出しておりません。そこに至るまでまだまだ詰めなければならないこと、根本的にこの場所でいいのかどうかということをはっきりしないとやはり私たちとしても議案としては出せないものですから、おおむねの同意は得てはおりますけれども、実際それを取得するとなると今後やっぱり、先ほども言ったとおり、町民の皆さんですとか議員の皆さんのご理解いただいた上でそれらに係る手続等を進めることになりますので、今の段階でいつそこを取得するとか、いつ売買をするとかということについては現段階では申し上げられないというのが現状であります。

以上です。

○5番（山田 誠君） それで、例えば7,500万で売るよとなると税金も相当高くなる。かかるわけだ。それで、町のほうでは土地収用法を適用するという考えないの。これやれば、収用法にすると5,000万の控除あるわけだから、そうすると税金がほとんどかからなくなるよと、もう少ししたら単価が安くなるよという交渉だとか、いろいろな関係やる考えないの。その辺町の姿勢としてどうなのですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、公共に転用する場合5,000万円の税控除受けられます。これにつきましても、ほかに年金所得だとかいろいろなものがあるので一概にはあれですけれども、単純にあの土地をそれこそ民間に7,520万円で売った場合と町に対して7,520万円で売った場合、ほかの給与収入だとか年金とかということは一切加味しない単純な仮定のシミュレーションで税控除がこれくらい変わりますよという資料についてももう既にお渡ししておりますし、当然公共に売っていただくという優位性をやっていただくためには、やはり税控除を受けてもらう、単純に言うと5,000万の控除あるのとないのではかかる税金が3倍くらい違いますので、そういった資料もある程度、資料というか、仮定で算出した数字についても既にもうお伝えしております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 有効な法律の部分、控除のあるわけだからできるだけ、町財政も大変なのだから、そういうものありますよということをお話して、幾らかでも安く買える、そういう姿勢をやっぱり取っていただきたいなと思います。その辺きちんとやっていかないと後でどうのこうのになった場合大変なことになるので、その辺はいかがですか。

○総務課長（濱野尚史君） 山田議員のおっしゃるとおりの内容で今後も土地所有者とは交渉に臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今日のテーマはこの鑑定の結果についてということですから、ここでその場所がどうなのかとか、そういう話はまた別な場面なのかなと思って、ちょっとこの説明資料の中で何点かお聞きしたいのですけれども、まず先ほど課長の説明だと今回この2つの数字の平均、中間値ぐらいでもう先方に伝えて、大体その値段でお話がついているって言ったらい過ぎなのかもしれないけれども、先方はそれぐらいの値段が提示されてくるのだよというのをもう理解されているのかどうかというところを改めて確認したいのと、僕今回この数字見ていて、平米千九百何がし、坪でいくと6,000円前後になるのかな。思ったより安いなと思った、すごく。実際僕あの辺に住んでいて、土地の売買価格見ていると物すごく安い数字出てきたなと思って、なのでその数字で先方がちゃんと交渉に乗ってくれるということであれば、土地としては安い土地だなというふうには思いました、この面積で。その場所がどうこうというのはまた別の話です。高い買物ではないのではないのかなと思うのですよ、あの辺だと、正直言って。

なので、先方が、マックスで8,100ですか、そこら辺をちゃんと理解して、こういう結果を理解して交渉に乗ってくれるのかどうかというのを改めて確認したいのと、評価方法の（2）番のほうに造成分譲することを想定し、工事費を引いたというふうに書いているのですけれども、この説明見ると造成分譲、造成工事がこの八千何がしと六千八百何がしの差額だって考えると何かものすごく安く見積もり過ぎているのではないかなというふう

思うのです。だから、ここでいう造成工事費というのはどの辺までを見ている数字なのか。例えば今あれ農地ですから、畑に適した土がある程度の深さであると思うのですけれども、あんなもの幾ら締め固めたって雨降ればすぐどろどろになるので、ある程度客土しないと駄目だと思うのです。ただ、この4町歩弱の土地を土入れ替えるといったら1,000万、2,000万の話ではないですよ。ですから、この造成工事費というのはどこまでを想定して控除したというのか、そこをちょっと教えてもらえますか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

先ほどの山田議員の答弁とも重複するかもしれないのですが、上限がこの金額で、2つの側面を出して8,160万円と6,870万円の金額が出て、不動産鑑定士とするとどちらの評価手法を用いても適切な金額なので、今回はその中間値の7,520万円を不動産鑑定結果としましたということについてお伝えしております。それについて土地所有者の方に対してもあくまでもこれで買わせてくださいとか、そういったことではなくて、今回はこの鑑定結果がこういう形で出ましたということをお知らせをして、その大体2週間後くらいに土地所有者のほうから、何か最初はこの価格で売るという話、売ってもいいみたいな話になったのです。まだその段階まで至っていないのでということで行くと、この金額を軸に交渉に応じるということになっていきますので、この金額についてはある程度ご納得されているのではないかとこのように取っております。今回のこの鑑定結果なのですけれども、まず1番目というのはそのままの土地を類似するほかの土地でそのまま買ったとしたときにどうなるかという、ざっくり言うとそういう形です。造成も何もせずに現況のまま、そのまま土地を買った場合のどちらかという金額に近いものだというふうに思っていたらと思います。

2番目のほうについては、あの土地を宅地分譲するために買った後に、要は宅地分譲するための土地を造成して1区画を250平米で売するために造成をして、当然中には道路も入れなければならないし、そこ造成して売れる土地ではないので、そういった道路整備とか家を建てるための分譲をするためにかかる費用として、ざっくり言うと平米単価がその場合でいくと売値として考えたときには平米1万1,000円、に対して造成するのに大体4,700円、平米当たりかかるのではないかと。それのほかに諸経費だったりだとか、いろんなことを差っ引いていくとあの土地を1万1,000円で宅地で売るためにかかる経費が今ここでいうところの9,000円くらいかかるので、売値とすれば2,000円、1,981円ですか、平米単価としてそういう形になりますということになっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 僕前の全協のときにそのタイミング、タイミングで財政的な部分も町民にぜひお知らせしていただきたいというようなお話したかと思うのですけれども、もしこの土地のお話を町民の方にしなければいけないときは、その値段ももちろんですけれども、例えばその裏の土地であればそんな土の入替えなんかは必要ないわけですよ、ある程度。ただ、この土地の場合はそういうことも必要になってくると思うので

す。なので、もしこの土地がこういう値段ですよって町民に提示する機会があるのであれば、工事を始めるための下準備にかかる経費、そういうのもある程度町民にお示しして、土地はこの値段ですけれども、最低限土の入替えなり、暗渠なり、排水なりというのでこういうものも付随してこの土地の場合はかかっていますというような、町民の方にあまり難しいこと言っても分からないと思うのです。なので、この土地は幾ら、工事スタートするために必要な下草が幾らというような、そういう数字も分かりやすく町民の方に提示して判断してもらいたい材料にしてもらいたいと思うのですけれども。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほど土地を宅地造成するために平米当たりの単価として単純に4,700円がかかるということでご説明しましたけれども、例えば活性化広場の西側のほうの土地に建てたらその4,700円分が全く要らなくなるかということ、またそれはちょっと違って、要は公共施設を建てる前提で価格を算出しているわけではなくて、家を建てるという想定の下で算出しての4,700円になっていますので、活性化広場のところで建てた場合についても荒削りとか造成工事は当然必要になります。あちらのほうについても、当然ですけども、今後造成工事はかかります。なので、単純に活性化広場での造成工事をやったら平米当たり幾らで今のところで造成工事をやったら幾らになるかということの単純比較ってなかなか、これちょっと確認もしているのですけれども、できないということもあるので、実際どれぐらいかかるのかというのは、要はほかの例えば具体例で活性化広場でやるときの差額がこれぐらいかかるというのは一概には比較はできないのですけれども、とはいえ多少なりにも費用は少しはかかるはずなので、金額的というか、それについてもご説明を今後町民の方にする部分については何かしらの方法でさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○6番（野口周治君） ここに示された数字、価格の理解について確かめます。今伺っていると、この中庸の値を基に交渉することで相手側、土地所有者は交渉に応じる用意はあるという返事になっている。つまりこれから交渉します。そのときにこの価格が上限、下限という意味を持つのか、あくまでも目安で、例えば現実的には考えにくいですが、町で使ってくれるのだったらただでいいですという話があったら、この価格は下回っているからオーケーと、町からいけばオーケーになるし、逆に何かの経済的な事情が生じられてお金が必要だと、できればこの機会なので1億円欲しいのですという話が出たりすることも抽象的にはあり得ます。私は交渉事ということというのはそういう現実の時間の中の現実的な問題で動くものだと理解をしているのですが、さてそのときにこの2つの価格あるいは3つの価格が上限、下限という意味を持っているのか持っていないのか、その点だけ教えてください。

○総務課長（濱野尚史君） 野口議員のおっしゃるとおり、今回のこの3つの金額というものは上限と下限で、要は7,520万円を軸に上限はこうで下限はこうですよという示し方ではなくて、あくまでも算定方法を違う側面から2つの側面を見た場合には一方で6,870万円

で一方は8,160万円という数字が出たということで、これを上限、下限ということで評価のあれではないというふうに捉えています。ただ、こういった数字が出た以上、どんなに高く評価手法で高いほうを取っても、8,160万円という数字が出ているので、町とすればやはりその金額が今後価格交渉に応じるための一つの上限になる。上限、下限ではないとはいえ、評価方法で出た算出した金額ではあっても、その2つの算出した中で高いほうの金額は8,161万円ですよという数字が出ている以上、町とすればこの金額が一定の上限になるというふうに考えております。ただ、下のほうについては、今言ったとおり町とすれば低ければ低いにこしたことはないので、特に下限というものについては考えてはおりません。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 今真面目なお答えなのかもしれませんがけれども、例えば事業をやる時に利益率だとか、それからお金を取り戻すキャッシュフローのところから考えて、このくらいでやりたいということから意思決定をすることがありますので、そのときには土地を買おうとしたら価格はこの範囲でなければならないというふうに決めます、それがないと仕事進みませから。だけれども、実際に交渉を始めてみたら、ほかのことは全部うまくいっているのだけれども、この土地の入手だけが非常に難しくなっていると、もう一度考え直して、条件をここで価格を上げてでも取得したらどうなるだろうという試算をします。もちろん損益厳しくなるのですが、ほかのいろんな条件を考えるとそれでもやったほうが良いという結論もあり得るわけです。これ全部仮定です。ですから、交渉をするときに上限を本当に言うのであればそれはそれでいいのですけれども、この価格が現実的にそうなるかどうかは別として、この後何が起きるか分からない中で上限ということまで言い切つてよいのですかということをお尋ねしているのですけれども、どうですか。

○総務課長（濱野尚史君） まず、土地所有者に対してこの3つの数字が出ている中で、この金額が上限で考えていますということは土地所有者にはまだ全然お話しはしていません。あくまでもこういう鑑定結果の側面で用いて高い金額と低い金額が設定されているので、町とすればある程度この部分の1つ目の評価でいった、この出た金額がある程度の上限の目安になるのではないかとということであって、これを、ちょっとあれかもしれないですけども、一円でも超えたから買わないとかということではなくて、あくまでも腹積もりとして一応そういう考え方でいるということでもあります。答弁になっているかどうかあれですけども。

○6番（野口周治君） いいです。雰囲気分かりました。1円が出た時点で理解しました。

○13番（松田兼宗君） 何点かあるのだけれども、気になることが、議会のほうにもこの報告したのはいいのだけれども、地主に対してもう既に報告していて、ニュアンス的にはこの金額で話合いに応じるような雰囲気というような話を言っているのだけれども、今後の流れとして一体どういうふうに臨む、鑑定結果が出て、そしてその後どういうふうな進め方をしていくのか、今後の話で。その説明をしてほしいのですが。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、この鑑定評価結果について本日議員の皆さんに鑑定結果ということでお知らせさせていただきました。今後さらには、いつやるかというのはあれですけども、この鑑定結果について町民の皆さんにも何かしらの形でお知らせする必要があると思っています。ある程度の賛同が得られなければ先にこちらを進めれないというふうに考えていますので、まずは町民の皆さんにお知らせした上で、それらの考え方についてもう一度意見聴取するなりして、ある程度の合意が得られているというふうになった場合については、次の土地取得に向けた予算組みですとか、そういったところをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の説明だともうここに決めたふうな形で話が進んでいるように聞こえるのだけれども、そういう考えでいいのですか。この第1候補であくまでもいくのだと、土地の場所の問題です。その前提でもう既にそこに決まった形で話を進めていますよね、今の話だと。というふうな理解でいいのですか。いつそれ決まりました、第1候補に決定したということ。それは決まっていけないのではないですか、まだ。今の話だとおかしいのだと思うのだけれども、その辺どうなのですか。

○総務課長（濱野尚史君） 町としてあの民地を第1候補地として考えていますということについては、既に基本構想の中でもそこについては触れさせていただいております。ただ、あそこの土地ありきで今後進めていくということではなくて、当然理解が得られなければ残っているほかの4か所の候補地の中で改めて検討いたしますし、具体的に言うとほかの部分、例えば青葉ヶ丘のグラウンドの部分とかというのは現実的にちょっと難しい部分もありますので、具体的に言うと活性化広場の西側のそちらのエリアのところでの建設ももう一度考え直してやるということも当然考えていますので、取りあえず第1候補地として今考えていますので、そこについての先に進めるために一回不動産鑑定をさせていただいて、少し前に進めたいという考え方でやっているということで、決して今あそこありきで全部、想定は当然第1候補地ですので想定をして進めてはいますけれども、ありきでやっているというようなことではないというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そういうふうには聞こえてこないのだけれども、だってこういうふうに鑑定出て、そして町民にこういうふうに結果出ましたよって教えて、そして先ほどの話聞いていると一定程度説明して理解を得たらというような言い方、どうやって町民が理解したって判断するわけ。その最終決定が、最終的には議会が判断するということになるのだろうけれども、その辺の感覚的にやはり、第1候補にはなっているけれども、最終的にまだ決まっていないのだよという言い方をしても誰もそういう理解には取らないと思いますよ、今までの説明聞いていると。あくまでも第1候補の線で進めているのだというふうにしか、もう決定したというふうにしか捉えられない。だけれども、いろんな形で町

民のいろんな方と話す場面があるのだけれども、取得してまでやるということは今の経済状況、将来的な負担も含めて考えた場合にかなり無理があるのだという話が、無理にそこまでする必要があるのかという話が出てきているわけです。だから、そういう声というのは町側に聞こえていないのではないのかなと思って。むしろあくまでも第1候補の線で進めていくという、それに固執しているというふうにしか思えないのだけれども、その辺いかがなのですか。どうも理解できない、言っていることとやっていることの差がと私は思うのだけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えします。

確かに松田議員のおっしゃるとおり、何をもって町民の同意を得たのかというところを判断するというのはすごく私たちも難しいというふうに思っています。ワークショップだったり住民説明会といっても全町民の方が参加されるわけではないので、果たしてそれを町民の方の総意だというふうに取っていいのかどうかというところについては非常に判断迷うところです。しかも、これを進めていくに当たって恐らくそれを具体的に示すということになってくるとなれば、この土地の取得するための予算を計上するとき以外議会の方についてもそこで可否を正式に出してもらおうのかというか、可否を出していただくのがそこまでしかないものですから、どうやって進めていくのがいいのかというところは正直迷うところではあります。なので、すぐこれをもって何かお諮りするものがあるのであれば、それはやれることがあれば私たちもそこについて出せるものがあるのであれば出したところはあるのですけれども、何分今言ったとおりにそれが形として見えて議員の皆さんの賛成、反対のご意見を伺うのはそのくらいのところになってしまいますし、その土地を買うための予算というのを計上するのはまだ先のお話になりますので、そこについて今何をもってどうということを具体的になかなか答えられないというところもあるのですけれども、そこについては今後、大前提とすれば町民の皆さんですとか議員の皆さんの理解をいただくということが前提になっていますので、それらを今後どうやってやっていくかということについて改めてちょっと時間をかけて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 時間をかけてって言いながら、基本計画つくるのに1年しかないわけです。そんな時間あるわけではないではないですか。町民の意見をどうやって吸い上げていくかということの手法を考えたら、1年なんかでできる話ではないと私思うのです。そう言いながら進めていっているわけだから、そして問題は地主に対してもう鑑定結果を報告して、売る意向があるのだというふうな話までいっているという中で進めていながら、第1候補、そこが駄目になったからやめましたって話に話持っていくことになり得るわけ。信頼関係がもう崩れるわけでしょう、その時点で。万が一そういうようになった場合に。だから、議会に何も報告ない中で、最初言ったように、議会に何も報告ない前に先にそっちのほうに話を持っていってしまったこと自体私はおかしいと思うているわけ。最終決定するのは議会を通さなければ決定できないわけだから、議会のほうに

報告があつて、その後というのなら分かるのだ、順番的には分かるのだけれども。まずその辺の最初からボタンのかけ違いがあるのではないのと思うと、時間あるといいながら時間はないのですよ、実際は。だから、その中で決めていかなければならない。そして、こういう今の経済状況がすごく深刻な状況になっているのだと私は理解しているの、この森の町も。特にホタテの絡みからいうと将来的に税収が上がってこないことになりかねない状況になっているわけです。そういう中で新たにお金を出して土地を取得して建てることまでやる必要があるのかという話になってしまうのです。だから、そういうことも含めて考えたら、やり方を少し考えなければならぬのではないのというふうに私思うのだけれども、いかがなのでしょう、その辺。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

土地所有者にお伝えしているのはあくまでも不動産の鑑定結果についてのみお知らせしていることでありまして、これまでも何度もお話し、土地所有者にはしているのですけれども、決して買うということを確認するようなものではございませんということはこれまで何度も言っています。なので、最終的にこの土地については取得いたしませんということになっても、土地所有者の受け取り方がどうかというところはまた別ですけれども、町とすれば何らその関係性が崩れるような発言もしておりませんし、そういった部分については配慮しながら説明してきているつもりであります。

次になのですけれども、すみません、野口議員のほうの質問のところにもちょっと答えがなかったこともあるのですけれども、町とすれば今回説明に至った一つのあれとして、先に土地所有者の方にお知らせする前に議会のほうに説明するという考え方も当然あるかと思えます。ただ、町とすれば一応土地所有者に対して鑑定結果をお伝えする、それに対して土地所有者がどういった感想を持っているかということを含めて議会に対して説明したいということもありましたので、今回についてはまず先に土地所有者の方に金額と、その金額を聞いた感想というか、今後の交渉に応じる余地があるのかないのか、もしないとすれば幾らぐらいを相手方が想定していたのかということも当然ありますので、そういったところを踏まえてご説明しようということで考えていましたので、今回はまず先に土地所有者に対してご説明をして、その金額を聞いた率直な感想というか、それについて併せて議会のほうにご報告しようというふうに思っておりました。

土地についての財政の厳しい状況でということについては、これは土地のことだけではなくて、今後建物を整備するに当たってについては財政事情について当然これは考慮しなければならぬですし、ご説明していかなければならないことでもありますので、この土地の所有というか、取得と併せて建物の部分も含めて今後どういうふうに財政が推移していくのかということについては、今現状試算の着手はしておりますので、ある程度の一定の金額というか、資料がまとまりましたら改めてそこについてはご説明させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最終的には基本計画のできた時点で候補地は全部決めるのだという話で答弁しているわけです、町長のほうが。だから、その中でこの1年しか、実質的に1年はないのだと私は思っているけれども、最終的な決める段取りのタイミングというか、それというのはいつになるのというところなのです。それは、今総務課長答えているけれども、副町長なり町長が最終的な判断するわけだろうから、議会に出す時点で、だからその時点のタイミングというのはいつになっているのか。副町長でもいいですし、町長にその辺の考えを、いつ頃をめどにしているのだとはっきり、基本計画だということをはっきり答えているわけですから、基本計画できるということは年度末という話にはならないです。その以前から、多分今年中はずなのですよ、遅くとも私は理解しているのだけれども、そういう理解でいいのかどうか最後に聞いて終わります。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

スケジュール的なお話ですけれども、今基本計画策定に向けていろいろな取組をしているところがございますけれども、この基本計画来年度いっぱいでは何とか終えて、まずそれを基本計画つくる上ではやはり、今第1候補地ということで進めていますけれども、そこを基本としての基本計画というものを立てて、その後基本設計に入るわけですけれども、土地の取得というところではその予算計上は基本設計と同時期でないかなというふうに私は考えているのです。基本計画をまず町のほうで第1候補地、いろんなご意見ありますけれども、まずそのたたき台として基本計画を第1候補地で作って、その後すぐに基本設計に取りかかるのではなくて、そこでまず基本計画でしっかりしたものを立てて、そこでまたちょっと時間をかけていろんな意見を伺いながら、そこでもしどうしてもそこではまずいというようなことになったら、また候補地変えるとかという方法も出てくるというふうに思っています。そこは柔軟に対応していかなければならないって思っていますので、まずは今は第1候補地で民地のほうで考えていますので、そこを軸とした基本計画をつくりたいというふうに考えています。その上ですぐに基本設計に取りかかるのではなくて、少し時間をかけて議員の皆さん、そして町民の皆さんのご意見も改めてまた伺いながら、そして基本設計に入っていく、その時点で同時に土地の取得、そちらのほうも予算計上してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） 今回この不動産鑑定報告ということで3つの数字が出ています。それで、今回の報告はあくまでも地主さんとのこの金額のテーブルにのせたような状態だと僕は認識しているのです。ここでこの候補地を第1として進めるというわけではないという理解していますし、この面積の中で地質の改良工事もざっくりとお話しされましたけれども、構造物に関してはパイルを6メートルから10メートル打ち込むはずなのです。本格的な地質調査はまだやられていないと思いますので、その数字はあくまでも大まかにお話しされていると思うのですけれども、今回あくまでも、この不動産鑑定結果が出ました、テーブルにのせました、地主さんに報告していますよという段階の話だと僕はちょっ

と認識して、この先は地主さんとのこの話の折り合いの中で合意が得られた場合、議会の合意を得るといふ形になると思うのですけれども、先の話はすごく大切なことだと思います。

この候補地で何か支障が出た場合は第2、第3、第4と出てくると思うのですけれども、第1候補地の鑑定結果、この報告されていると思うのですよね、あくまでも。これから試算いろいろしていただいて、積算もしながらこれだけの利幅の金額が出てくると思うのですけれども、今回候補地の金額の中の地主さんとの合意が得られない限り、ここでいろんな議論をされても進まないと僕はちょっと考えたのですよ、お話聞いて考えた。その辺のこと、町側すれば誠意を持ってこの利幅で進めると思うのですけれども、先ほど皆さんも心配されているのは地主さんの考え、これあくまでも鑑定事務所ですから、そんなに幅がない鑑定価格は出ると思うのですよ、どこに依頼しても。この中で地主さんとの利幅、差額ありますよね。この利幅をどうしても超えるというような認識で、一円でもという言葉出ましたけれども、それ以上の利幅というのを想定されているのですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

先ほど来説明しておりますとおり、土地所有者に対して、7,520万円が出たので、この金額を軸に今後交渉させていただきますということも私たちは言っていません。あくまでも鑑定結果がこうなりましたということだけで話ししています。ただ、その中ではずばりこの金額ではなくて、それぞれの評価用いたときにある側面ではこの八千百何がしという数字と別な試算の方法では六千八百何十万という数字ももちろんこれは提示していますので、心情的には高く買ってくれるのであれば高く買ってくれたほうが良いというふうには思っているのは当然だと思います。ただ、具体的に幾らまでが町で用意できるお金だとかということについては、何回も先ほど来説明しているとおおり、あくまでも鑑定結果の報告だけありますので、一切交渉みたいなことというのは全くやっておりませんので、向こうの金額がどのくらいまでの想定でとかということについても当然私たちは今把握していませんので、ただその意向が示されたということについては、例えばこちらのほうで今7,520万という数字が出ていますけれども、相手方のほうがこれが例えば数億とかの金額ってもし考えていたのであれば、そこについては今度議論の余地が全く変わってきますので、あくまでもこの金額、示された金額についてどうお考えになっているのかということについて、相手方のほうからこの金額をベースに交渉に応じるというだけの話だけは聞いていますけれども、この金額くらいまでということの具体的な向こうの数字も提示されていませんので、それについてはまた今後になってくるかと思えます。今の段階では、先ほどからちょっとあれですけれども、鑑定結果をあくまでもお知らせしたということだけですので、そういう部分でご理解いただければと思います。

○3番（高橋邦雄君） 鑑定結果を地主さんにご報告したということは、ある程度の期間を経てこの数字をテーブルに出しながら交渉を進めるという考えでよろしいですか。

○議長（木村俊広君） 高橋議員、その話ずっとしているのだけれども。

○3番（高橋邦雄君） どれぐらいの間隔でやっていただくのか、明確にちょっと出ていなかったの。

○総務課長（濱野尚史君） 今後この土地の取得に向けた交渉をいつ開始するかということについては、先ほど来いろんな議員の方からのご質問あったとおり、あくまでも一定程度の理解が必要であるというふうに考えていますので、今の段階でいつから交渉を開始しますという具体的な時期については、申し訳ないのですが、今の段階ではちょっとここでは言及はできませんので、ご理解いただければと思います。

○1番（伊藤 昇君） 先ほど財政状況の計画をお示しするというようなお話があったのですが、今までも大型の箱物ですとか起債の償還が始まってきている、そして今年国勢調査で人口、交付税なんかも下がるか上がるか分かりませんが、確定してくる、今後。その中で今回また大型の事業を計画されている。そうしますと、人口規模は下がっていくと思うのですよ、今の推計では。となったときに、1人当たり、1世帯でも1人でもいいのですが、その財政状況、いろんな森町全体の財政状況ということでお示しをしてくれると思うのですが、その中の一部が起債の償還だとかということになるのかと思うのですね、経済も産業も含めてです。そういうものを総括で財政状況を示していただけるものなのか。そうすると、今の現状の人口の1人当たりの負担、それから将来の人口の1人当たりの負担というのが明確に分かるのではないかと思います。そうすれば、この第1候補、第2候補という話よりもそもそも論まで入ってきてしまうのではないかと、そういうものが分かれば。ですから、私の要望としては、そういう具体的なものが分かるような財政指標、計画、そういうものを提示していただければと思います。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今副議長がおっしゃられたものも盛り込んでできるかどうかも含めてちょっと検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） ほかによろしいですね。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で建設候補地（森川町民地）の不動産鑑定結果についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。10時15分まで休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時14分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、建設課関係の議題に入ります。森町建築主事の設置及び、町による建築確認申請等の審査業務についてを議題とします。

伊藤建設課技術長、説明願います。

○建設課技術長（伊藤正吾君） それでは、森町建築主事の設置及び、町による建築確認申請等の審査業務について説明いたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。A4の表紙を除き、A3判で4枚用意しております。1ページが説明資料、2ページから4ページまでは資料1から資料3とし、各手数料の一覧を明記しております。また、資料が多く恐縮ですが、説明につきましては大事な点に絞りご説明してまいりますので、ご容赦存じます。

それでは、1ページより説明させていただきます。1、提案内容、建築基準法第97条の2第1項の規定により、令和7年4月1日より本町に建築主事を設置し、建築確認申請等の審査業務を行うことを取り進めております。また、これに伴い、森町手数料条例の一部を改正しようとするものです。

2、目的、建築行政は、市街地の秩序ある形成と住みよい町並みの形成を担い、また地域との密接な関係を求められます。町が直接建築確認申請等の行政事務を行うことは、地域の環境、文化及び住民のニーズを理解し、地域の特性に応じたまちづくりができると考えております。建築基準法の目的である公共の福祉の増進に資することを目的に建築基準法第97条の2第1項に基づく事務を行うため、建築主事を置こうとするものです。

3、事務の流れ、これまでの流れ、要約して説明いたしますが、申請時は建築主から建築確認申請等が提出された際、森町は受付事務のみを行い、北海道に進達いたします。北海道にて審査業務を行い、審査済証が発行され、森町から建築主へ交付する流れとなります。建物完成時につきましても流れにつきましても申請時と同様でございますが、一部の住宅の小規模なもののみ建物の完了検査を森町で行い、北海道に進達する流れでございます。

次に、下段、改正後の流れですが、赤字部分が上段説明したこれまでの流れからの変更事務となります。申請時、建築主から建築確認申請等が提出された際、赤字部分の流れですが、赤字点線枠内の限定と明記しておりますこの限定とは一般住宅等の小規模な建築物のことを指しておりますが、森町で審査業務を行い、審査済証を発行し、建築主へ交付する流れとなります。また、限定以外の規模の大きな建築物につきましては、これまで同様北海道の審査事務となります。建物完成時につきまして、申請時と同様の流れでございますが、赤字点線枠内の限定された小規模な建物につきまして森町で完了検査を行い、検査済証を発行し、建築主へ交付する流れとなります。

続きまして、右ページの説明をいたします。4、町の審査事務の範囲、1、木造建築物の場合、次の太枠、赤枠範囲が森町の審査事務となります。赤枠内でございますが、規模につきましては、階数1または階数2並びに300平米以下、高さにつきましては16メートル以下が対象となります。2、木造建築物以外の場合、次のものが森町の事務範囲となります。赤字でございますが、階数2以下かつ200平米以下の建築物が対象となります。

5、当該審査事務より森町手数料条例の一部を改正する条例制定について、次の建築基準等関係規定について、森町手数料条例の一部を改正する条例の制定について令和7年第1

回1月会議に提案いたします。1、建築基準法に基づく建築確認等の申請に対する審査、許可等の規定についての手数料の付加、2、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請に対する審査等の規定についての手数料の付加、3、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定に対する審査等の規定についての手数料の付加、4、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく申請に対する審査等の規定についての手数料の付加、別紙資料1から資料3に手数料一覧案を添付しております。

続きまして、2ページから4ページ、資料1から資料3の手数料一覧につきまして申請上よくあるものを主に説明させていただきます。2ページ、資料1をご参照ください。1、建築基準法に基づく建築確認等の申請に対する審査、許可及び証明書等手数料案、1、森町確認申請、計画通知、完了検査申請、完了通知手数料一覧、表中の太枠上段、確認申請、計画通知欄の黒丸1行目、建築物確認申請手数料につきましてゼロ平米から300平米以内までを各規定しておりますが、手数料額、上段より1万6,000円、1万4,000円、2万5,000円、2万1,000円、3万8,000円、3万2,000円、5万1,000円としております。

次に、表中、太枠中段、検査申請、完了通知欄の黒丸1行目、建築物完了検査手数料につきまして、上段より2万円、1万5,000円、2万4,000円、1万8,000円、3万2,000円、2万2,000円、4万2,000円としております。

次に、表中、太枠下段、別表（計画変更申請・完了申請）欄の黒丸2行目、建築物省エネ法加算手数料につきまして説明いたします。この手数料は、令和7年4月1日より義務化される住宅等の省エネに関する申請手数料となります。一戸建ての住宅7,500円、共同住宅3万円としております。

次に、右ページの説明をいたします。2、森町建築許可申請等手数料一覧、表中2行目、道路位置指定申請手数料につきまして7万4,600円、次に表中3行目、建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料につきまして5万円としております。その他につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、下段、3、各種証明書等交付額一覧、表中1行目、確認済証、検査済証交付証明書の発行手数料につきまして500円、2行目、台帳記載事項証明書の発行手数料につきまして500円としております。

次に、3ページ、資料2をご参照願います。ここで、手数料額の訂正が2か所ございます。申し訳ございません。1点目ですが、資料中段表中、中央列、誘導仕様基準列、手数料額2万5,200円を9,100円に訂正願います。表の用紙の真ん中です。2万5,200円、これを9,100円に訂正願います。2点目です。資料下段表中、中央列、誘導仕様基準列、手数料額1万6,800円を9,100円に訂正願います。申し訳ございません。

引き続き説明をさせていただきます。2、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定の申請に対する申請手数料案、1）、長期優良住宅建築計画の認定申請等手数料、補足でございますが、長期優良住宅の申請とは、品確法に規定される住宅性能について例えば構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理などの性能が必要性能以上あるかを審査する

ものです。表中、左欄1行目、2行目、戸建て住宅と共同住宅に、また戸数に応じて区分けをしております。表中、中央列、認定申請手数料の確認書等について説明いたします。新築確認書等の手数料、上段より1万9,000円、3万1,000円、4万8,000円、増築、改築または建築行為を伴わない確認書等の手数料、上段より2万6,000円、4万4,000円、6万9,000円としております。なお、確認書等とは第三者機関で審査されたものを町に申請されるものをいいます。その他につきましては説明を割愛させていただきます。

次に、3、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定の申請に対する審査手数料案、1)、低炭素建築物新築等計画の認定申請等手数料、補足でございますが、低炭素建築物の申請とは、建築物の建築設備について例えば空調設備、換気設備、照明器具などの性能が必要性能以上であるかを審査するものです。表中、左欄の太字、住宅等と非住宅建築物等に区分けしており、住宅等は戸数に応じて区分けしております。表中、中央列、性能評価機関の審査あり、住宅の標準計算法、誘導仕様基準並びに非住宅建築物の標準計算法、モデル建物法について説明いたします。住宅等標準計算法並びに誘導仕様基準ともに、手数料、上段より9,100円、1万4,700円、2万2,600円、3万5,300円としております。次に、非住宅建築物等、標準計算法、モデル建物法ともに1万4,700円としております。その他につきましては説明を割愛させていただきます。

次に、2)につきましても説明を割愛させていただきます。

次に、4ページ、資料3をご参照願います。4、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく申請に対する審査手数料案、1)、建築物エネルギー消費性能適合性判定建築物エネルギー消費性能確保計画の申請手数料、補足でございますが、建築物エネルギー消費性能の申請とは、建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために建築物の構造並びに建築設備について必要性能以上であるかを審査するものです。表中、左欄、各行、戸建て住宅、共同住宅等、複合建築物（住宅部分）、非住宅、複合建築物（非住宅部分）に区分けし、床面積に応じて区分けしております。表中、中央列、標準計算法プラス仕様基準併用について説明いたします。手数料、上段より2万9,300円、3万2,400円、5万8,100円、9万8,800円としております。その他につきましては説明を割愛させていただきます。

次に、2)につきましても説明を割愛させていただきます。

次に、3)、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料、表中、左欄、各行、戸建て住宅、共同住宅等、複合建築物（住宅部分）、非住宅、複合建築物（非住宅部分）に区分けし、床面積または戸数に応じて区分けをしております。表中、中央列左側、標準計算法、性能評価機関の審査あり、標準入力法について説明いたします。手数料、上段より7,000円、7,000円、1万2,200円、2万4,200円、5万2,000円、1万2,200円としております。その他につきましては説明を割愛させていただきます。

次に、4)につきましても説明を割愛させていただきます。

説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑。

○8番（千葉圭一君） 確認なのですが、まず第1点にこの建築主事は新たに採用して置くのか、それとも今現状いる職員で対応するのか確認したいのですが、よろしくをお願いします。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

建築主事は、私になるつもりでおります。必要な資格がございまして、その資格を私が持っているものですから、私になる予定でおります。

以上です。

○8番（千葉圭一君） その場合1名ということなのでしょうけれども、今後これから先考えると、例えば体調崩されてお休みになった場合、その場合の対応というのはお考えなのでしょうか。

それと、もう一点、この手数料案なのですが、手数料（建築基準法）とかがいろいろと書いてあるのですが、これみんな調べたのですが、建築基準法に手数料というの金額というのは明記されているわけではなくて、この金額というのは何を基準にこの案が策定されているのか、その辺もう一点だけお聞かせください。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

私以外の建築主事についてなのですが、今現在いる職員、建築の技術者が1名います。その技術者につきましても実は今年度から建築主事の勉強をしております。次年度その試験を受ける予定でおります。また、新規の建築技術者につきましてもずっと募集をかけております。今後につきましても募集をかけていきたいと思っております。

あと、2点目の手数料額の件なのですが、額については基本任意でございます。今回は、北海道並びに北斗市と同額としております。額の算出根拠なのですが、基本的には受付事務、審査事務に要する時間に職員の所要単価を掛けて算出をしております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今まで渡島総合振興局で行っていたものが一部、平米数とかによって、それが一部森町で行うというような改正だと思うのですが、そもそもその辺、僕勉強不足で、そもそも今回の業務というのは、国なのか道なのか分からないのですが、お上のほうからこの部分に関しては今後町村でやってくださいというような分権化されてこういったことになったのか、森町のほうで今後は私たちがこれやりますからって自ら立候補したわけではないと思うのですが、その辺の経緯って教えてもらえますか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

回答からしたら、町から申請したという形になります。なぜかといいますと、町の建築行政として前々から必要だと考えておりました。何でかといいますと、これ建築も土木も含めてなのですが、何をやるのでも法令が付きまといまして。例えば営繕にしても屋根をふき替えるとか、外壁をやり替える、内装を改装する、何においても必ず法令が付きまとうのです。その他いろんな営繕の業務や建築の設計業務の中とかでも本当にこういう

法令がしっかり理解できていないと立ち行かない場合が多くございます。そんなことで、前々から機会があればぜひ町でやりたいということを考えていました。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今まで道にお任せしていたものを今後は町でやる。自発的に自主的にやるというようなことになったというのを今理解しました。それで、あんまり言っていないのか分からないけれども、結構確認済み押されて戻ってきてもそこからトラブルって今まで結構ありましたよね、正直言って。どこまで見て確認済み押されてくるのか、渡島総合振興局のほうで。それを今後森町のほうでしっかりと見て判断してやっていくということであればそれはそれでいいことだとは思うのですけれども、ただその分責任というのが大きくなるのかなと思うのです。ですから、その辺しっかりとやってもらいたいなというふうな思いでいます。

もう一点確認なのですけれども、この1枚目の資料の中で改正後の流れで、令和7年4月1日よりの部分の申請時の赤いラインが加わっている部分なのですけれども、今の話聞いていると多分建築主から申請があって、森町で受付して、今までだったら全て北海道のほうにお渡ししていたと思うのですけれども、これが今度赤い線が新たに増えるわけですね、限定業務に関して。限定でない業務は今までどおり北海道にお任せすることになると思うのですけれども、この限定業務は今後森町のみが目を通すのか。森町もちろんやるけれども、北海道、渡島総合振興局のほうにも書類としてお渡しするのか。要はフルチャートでいくとこの黒い線から赤い線がプラスになっているのですけれども、この分岐というのはアンドになるのか、オアになるのか、この限定業務に関して。そこちょっと教えてもらえますか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

最初に責任という話があったのですけれども、そこは改めて責任を負いながらやろうと考えております。また、1つ支出でかかってしまうのですけれども、保険というのがございまして、保険のほうにも加入するつもりでおります。

それと、あと2点目の業務の流れの件なのですけれども、この限定に関しては基本森町がやることになります。道には行きません。ただ、この法律上建築主事の業務については、今回森限定特定行政庁になるのですけれども、特定行政庁でも建築主事に対しての管理はされますので、そういった面でそういったことがございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 大体分かりました。

今、すみません、保険を掛けるというようなお話あったのですけれども、この保険というのは何か審査の段階でのミスに対して訴訟になった場合の訴訟費用だとか弁償的なものに対する保険という意味合いでよろしかったでしょうか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） そのとおりです。

○4番（河野 淳君） 権限の移譲なので、町民とすれば、町が業務をやることで例えば

値段が変わったりですとか手続に日数が余計かかるよということでないのであれば問題ないのではないかなと思うのですけれども、1点、今まで完了検査町のほうで代行しているので、特にその業務が大幅に増えるとかという部分ではないかと思うのです。受けることによって交付税の算定で建築主事の分増えたりですとか、手数料がうちのほうに全部入ってくるということで財政的にはプラスになると思うのですけれども、反面例えば今技術長の能力でカバーできている部分結構あると思うのです。それが例えば、今の時点ではいいと思うのですけれども、ここ10年、20年たつて技術長が退職なりされたときにそういう能力のある方をきちんと採用できるのかどうかという不安はちょっとないわけでもないと思うのです。過去にも1級建築士の採用を何回かしたことあると思うのですけれども、今民間の給料と公務員の給料の差が広がり過ぎていて、なかなか募集しても公務員で1級の資格持っている人が来てくれるということが少ないと思うのです。その辺の事業の継続性、今から言ってもしょうがないことなのではと思うのですが、これから期間かなりあると思うので、その辺継続できるようにしてもらいたいなど。一回権限受けてしまったものってできないから返すという話には多分ならないと思うので、その辺事業の継続性も、今すぐというわけではないのですけれども、今後町の公共事業とかも増えてくる中で技術長の負担かなり増えてくると思うのですけれども、その辺事業としてちゃんと継続できるかというのを検討していただければと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、継続につきましては考えております。最低でも私自身退職までまだ10年あります。幸いに今いる建築職員についてもやる気がありますので、あと先ほども言いましたけれども、継続して職員の採用はしていくつもりでおります。何とか継続はしていきたいと思っているので、やってまいります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 過去にいましたよね。それと、法律が変わったから新たに、だから最近新聞等を見ているとほかの町でこの主事の募集というのは結構あって、これに準じた形で、いないから募集をしているのだろうけれども、その辺法律が変わったから新たに、もともとはいたののだろうけれども、必要になったということの理解でいいのか。

それと、今の質問聞いていて、赤のラインで必ず、もし今の主事がいなくなった場合に北海道を経由してやれるというふうな理解でよろしいのでしょうか。その辺まずお願いします。

それと、もう一点、補足説明でいろいろ口頭で言っているのだけれども、法律の中身についての具体的なこういうことだよという説明しているのだけれども、後でいいので、その説明の文書が欲しいのですが。口頭で言っていた部分ありますよね、それば聞いただけでぴんとこない部分があるので、後でそれをお願いします。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、1点目の法律が変わったからという話があったのですけれども、まずこの建築主

事については行政に入ってから経験年数が要りますので、基本的には行政職員でないとするのでない資格になります。

あと、2点目なのですけれども、もしも最悪駄目になったとき、それは当然北海道に返すことになります。補足なのですけれども、北海道市町村、全部で179市町村あるのですけれども、今同じようなことをやっているのが51市町村ございます。確かに中にはやっていたのだけれども、返したという市町村もございますので、そういう形になります。

あと、3点目の説明資料につきましては承知いたしました。後日提出いたします。

以上です。

○6番（野口周治君） お金のお話が出たので、この仕事を言わば取り組むことによって町としての収入が増える要素、全体としてどのくらいあるのか。逆に、ほかの費用が増えたり減ったりする要素があるのかどうか、手数料収入ではないところで。

それから、3つ目に、例えば今回伊藤さんがという話ですけれども、この業務時間、負荷というのはどのくらいのものなのか。やりますと頑張るのだけれども、寝ずに頑張りますという話ではもちろんないわけで、どのくらいの負荷なのかを教えてください。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

まず、収入の面なのですけれども、建築確認申請、過去において10か年において年間森町で30件程度です。ただ、ここ3か年、いろいろなもの高騰とかで20件まで減っております。想定収入額につきましては、過去3年の年間20件程度を想定して、想定額はちょっと少なめに130万程度と見込んでおります。

あと、支出についてなのですけれども、今回この主事をやることでかかる支出がございします。合計額は約50万程度なのですけれども、内容は主事に関わる勉強会ですとか、あと登録しなければいけない機関がございします。そういったところの登録のお金ですとか、先ほど言った保険代、合わせて年間50万程度の支出があります。

あと、それと時間なのですけれども、基本的に手数料の額の算出、あれは時間に対しての職員のかかる単価を掛けて算出しております。大体額、職員の単価が1日3万円ぐらいだとしたときに、先ほどの手数料額に基づくのですけれども、例えば確認申請1件やるのに丸1日かからない程度の時間ぐらいかなと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今野口さんから料金収入の話も出たのですけれども、例えばこの業務を今まで道でやっていたものを町でやるというときになったときに、多分技術長より副町長が一番詳しいかなと思うのですけれども、交付税算定の加算要素になるとか、何かそういうものってないのですか。全くないのか、あるかもしれないだけでもいいですけれども。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

それについてはあると思いますけれども、今ちょっと手元にどの程度になるかというものは持ち合わせていませんので、後でそれ調べてお示ししたいというふうに思います。

○2番（河野文彦君） 金額までは、ある、ないだけで。

○副町長（長瀬賢一君） あると認識しています。

○1番（伊藤 昇君） 1点だけ確認させてほしいのですけれども、この建築確認申請、これ都市計画区域外、これは不要だと思うのですけれども、都市計画区域をもっと増やして、そして町のほうで審査をしていくような考えがあつてこういう計画になったのでしょうか。今までの都市計画の区域だけをそのままやっていこうとして考えているのか、何か別な考え方があるのかなというふうにちょっと思ったのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

すみません、残念ながら都市計画の区域を増やしてまでということは今現在考えておりませんでした。

以上です。

○6番（野口周治君） これを導入することによって、例えば処理する時間が短くなります。つまり欲しい書類が1日、2日早く来ること、1週間早く来ることになりますとかいう利用する側からのメリットってありますか。

○建設課技術長（伊藤正吾君） お答えいたします。

今回やるに至った経緯の理由の一つとしてそれがございます。今北海道を經由しての審査業務だったものが直接うちでできるものですから、日数の短縮は可能と見込んでおります。

以上です。

○6番（野口周治君） 具体的に答えてくれますか、例えばこんな感じ。

○建設課技術長（伊藤正吾君） 例えば今まで住宅等の確認申請1件につきまして道の審査期間は7日間でございます。例えば町で直接やることでそれが余裕を見ても二、三日で相手方に交付できるというのは日数の短縮になります。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかどうですか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町建築主事の設置及び、町による建築確認申請等の審査業務についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、保健福祉課、さくらの園、総務課関係の議題に入ります。社会福祉法人さわら福

社会外部監査及び経営計画策定業務委託についてを議題とします。

萩野保健福祉課参事、説明願います。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 社会福祉さわら福祉会外部監査及び経営計画策定業務委託についてご説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。当該業務委託についてご説明いたします。提案理由につきましては、社会福祉法人さわら福祉会からの財政支援における要望について、森町からの財政支援の妥当性、事業継続の可能性について検証し、将来的に本社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームと町が運営する特別養護老人ホームさくらの園の統合を視野に入れた収支予測などを検討するため、当該業務の委託料を計上するものです。

次に、業務内容についてですが、（１）、福祉専門コンサルタントによる外部監査の実施、（２）、事業改善計画の策定、（３）、特別養護老人ホーム統合シミュレーション作成支援を実施しようとするものです。

外部監査の履行場所については、社会福祉法人さわら福祉会で実施いたします。

予算額は、業務委託料として330万円を予算計上する予定であります。

次に、2 ページ目をお開き願います。当該業務の仕様書についてご説明いたします。先ほどの説明と重複する部分はありますが、2、業務の目的については、本業務は、社会福祉法人さわら福祉会からの要望書とともに提出された資料を基に資料の信憑性、森町からの財政支援の妥当性、事業継続の可能性について検証することを目的とします。また、将来的に本社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームシャリテさわら及び地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森と本町が運営する特別養護老人ホームさくらの園の統合を視野に入れた収支予測などについても検討を行うものでございます。

3、契約期間については、令和7年契約締結日の翌日から令和7年3月25日までを予定しております。

履行場所については、外部監査は社会福祉法人さわら福祉会で実施し、そのほかの業務は森町役場及び受託者で行うものでございます。

5、業務の内容については、（１）、福祉専門コンサルタントによる外部監査の実施として①、社会福祉法人さわら福祉会の令和5年度決算内容及び令和6年度試算表に関する監査、②、同法人の現状の経理状況の監査、③、同法人の今期進行している事業年度の各残高の監査、（２）、事業改善計画の策定として、①、社会福祉法人さわら福祉会の令和6年度の決算見込み、令和7年度及び令和8年度の予想資金収支計算書の策定、②、収支差額改善のアドバイス、（３）、特別養護老人ホーム統合シミュレーション作成支援として、①、今後の要介護者の需要予測、②、特別養護老人ホームシャリテさわら並びに地域密着型特別養護老人ホームシャリテの森と特別養護老人ホームさくらの園との統合のポイントの整理、課題の洗い出し、③、施設統合後のシミュレーション、イメージ作成となります。

6の必要資料、3ページの7、成果品、8、業務の処理、9、その他については、仕様

書に記載の内容となっております。

説明は以上となります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○4番（河野 淳君） 前に副町長のほうからシャリテの経営状況が資金ショートしそうだという話でのご説明を受けたと思うのですが、今回私資料見る限りではシャリテの業務を何で町でやるのかなって思っていたのです。ただ、今回の仕様書の中身を見るとシャリテとさくらの園の合併を念頭に置いた町としての事業計画という捉えなのかどうかというのを1点教えていただきたいのと、シャリテとさくらの園ってそれぞれ問題あると思っていて、シャリテのほうは施設増築したけれども、その事業が思わしくないで、ちょっと資金圧迫する原因になったというので今事業一回止めていると思うのです。さくらの園については、町のほうで赤字分負担しているとはいえ今までやっているけれども、実際施設自体古い施設で、今の介護の保険に合った現状ではないという部分と老朽化進んでいるという部分があるという認識でいるのですけれども、その辺解決の糸口としてのシャリテとさくらの園の経営統合を視野に入れた業務委託をするという認識なのかということをちょっとご説明願います。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今ご質問あった部分で、仕様書の部分だと思うのですが、基本的には合併を視野に入れた部分が最終目的となっておりますので、今河野議員からご質問あったとおりでと思います。ただ、その前段でシャリテさわらのほうの部分とさくらの園の部分も問題点というのは当然ありますので、その辺をちゃんとしっかり見据えた上で計画を作成した上で進めていきたいと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 統合を視野にという方向性がしっかり打ち出されたのかなと思っています。それであれば、今ほど淳議員からもあったように、そもそも何で例えばこの事業改善計画を森町がお金を出してつくってやらなければならないのかというのはものすごく何か腑に落ちないところがあるのですけれども、その先にはやっぱり統合が視野というところであれば、その前段として様々な調査や策定って必要になるのかなというふうに思っていました。

ただ、ここでちょっと1点確認しておきたいのが、シャリテさんのほう自体が統合に関してどのような今認識でいるのか。そこを確認しないと話進めれないと思うのだ。例えば外部監査実施しますって言っていますけれども、シャリテさんからすれば勝手に監査するのよって言われればそれまでですから、いやいや、あなたたちには見せませんって言われればそれまでですから、その辺のちゃんと意思疎通が取れているのかどうか。発注したはいいが、そんなもの受け入れませんなんていったら何にもなりませんので、その辺の確認が取れているのか。取れているということはシャリテさん側も統合に向けて、どうぞ町のほうで様々な段取り進めてくださいという意味なのかなとは思っているのですけれども、その

辺をちょっと説明願えますか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まずは、1点目の統合に向けての認識ということですが、前回の議会全員協議会でもご説明したとおり、基本的には町のほうで財政支援した上で統合のほうを進めていくということで考えているということでお答えしているところでした。ですので、今前段でいろいろな問題点を洗い出すのに専門業者に発注した上で対応していきたいというふうに考えております。

2点目のシャリテの監査の部分ですが、事前にこの部分に関してはシャリテさんのほうにこういう監査を実施したいと、今日議会全員協議会でご説明した上で予算を計上して、予算が可決された場合にはこういう業務を行いたいという旨はご説明しております。それで、シャリテさんのほうからは了承を得ております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今すごく大事なキーワード、監査で洗い出すという、そのためにやると思うのですね、僕。だから、しっかりと監査やるのであれば、形式的な監査ではなくて何が問題だったのか、何が隠されているのか、そこをしっかりと洗い出す監査をしてほしい。でなければ意味ないですから。なぜこのような事態になったのかから始まり、財務的な部分で、悪い言い方すれば隠したり粉飾したりというのもこういう事態になっている企業では多いですから、そういうところがしっかりと見抜けなければめくら監査になってしまいますので、そこはさきほどおっしゃったようにしっかりと洗い出して、その洗い出すというのは何かを裁くためとかではなくて、今後いいものにしていくためにやっぱり素の本当の形というのが見えないと駄目だと思うので、そこはしっかりとやってほしいなと思うのですけれども。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えします。

今予定している専門業者につきましては、一応仕様書作成するに当たって、今河野議員からご質問あったとおり、さわら福祉会のほうに入って帳簿等全て出させていただいて専門的な視点から見ていただいた上で対応していきたいと思っています。ですので、何かを隠しているとか、そういうものは全て洗い出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） あと、イメージ的にちょっと分からなかったの、簡単でもいいから教えてほしいのですけれども、あくまでもあれは民間の企業の持ち物ですよ、土地も建物も。それを統合するということは、共同経営する統合なのか、あくまでも資産を町が取得して完全に町独自でやっていくというような考えなのか、そこだけでも教えていただけますか、今のところの統合の視野の部分でいいですから。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えします。

今の部分、共同経営とか、あと町が実際に買い取ってやるとか、そういう部分につきましても現段階でこれというのはちょっとお示するのがなかなか難しいので、今回の福祉

の専門コンサルタントによる監査に基づいているいろいろな計画とか全ての問題点を洗い出した上で、統合すべきことが正しいのか、それとも統合しないほうがいいのかという部分も踏まえて監査のほうを実施したいと思っていますので、その辺の結果を見て判断したいと思っています。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 提案理由の中で財政支援の妥当性ってあるのですけれども、これの判断材料になるのは何があれだと妥当になるのかということのはもう分かっているのかというのか、何を判断材料にするのかということのと、あと事業継続の可能性というのを町で判断して決めるのか。この2番目、事業改善計画を町でやるというの、私もこれ何かおかしいなと思ったのですけれども、この計画を立てて、では事業を継続していくという意思を持たれる可能性もあるということになるのか。というのは、この統合を視野に入れたというのの目的地というか、目標というか、いつ頃を目指してどういうふうにやっていくのかというのが全く決まらないままのこの調査というのは意味があるのかなと思うのです。完全に統合します、いつまでに統合しますってなった上での調査であればいいのですけれども、この可能性や何だってなった場合に、ではさわらさん、シャリテさんは自分でやっていきますというのを町が判断するのかというところ、この調査結果が悪ければ統合しないという判断も町にはあるのかというところを教えてください。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の森町からの財政支援の妥当性という部分ですが、これにつきましては前回の議会全員協議会において、シャリテさんからの要望書が出されているのですけれども、その時点での説明では今年の6月に資金がショートするので、業務ができないということで、そこの部分について本当に6月に資金ショートするかどうか。そして、要望している額という、ショートする額、その部分が実際正しいものなのかという部分の妥当性という意味でここに記載させていただいています。

2つ目の事業継続の可能性についてということですが、確かに町のほうでこういう部分を判断してやるのかという部分もあるのですが、先ほども説明いたしましたとおり、町のほうである程度要望書に対してシャリテさわらさんから出されている内容が正しいのかどうかという部分も踏まえて検討したいと思っていますので、直結的に事業継続の可能性だけを判断するのではなくて、トータル的に将来さくらの園と統合するに向けてこれが正しいのかどうかという部分も踏まえた上でこういう記載の仕方をしております。

次に、統合を視野に入れていつ頃になるのかということもあるのですが、先ほどのご質問にもあったのですが、一応この業務委託を発注した上で、監査の結果、そして統合のシミュレーション等も踏まえた上で判断していきたいと思っていますので、時期についてはその結果を見て判断したいと思っています。

最後に、統合しない理由、しない選択もあるのかという部分につきましても、先ほどもご説明したとおり、一応今回業務委託を出して、その監査の結果報告書なるものが来ます

ので、そのものを議会議員の皆様にお示しした上で判断していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（斉藤優香君） もう一度確認なのですけれども、例えば調査結果が統合するに妥当だって判断した場合と妥当ではないってなった場合のシャリテの支援の仕方というか、そういうのはまた別に考えていらっしゃるのでしょうか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えします。

今うちのほうで仕様書を作成する段階で、相手の今予定している業者さんともお話ししていたのですけれども、結構細かいところまで報告書を作成してもらうようお願いしようと思っています。ですので、妥当性の部分に関しては実際に結果が出てからどういうものかというものを見た上で判断していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番（斉藤優香君） これの期限が3月でしたっけ。

（「25」の声あり）

○7番（斉藤優香君） となれば、6月にシャリテさんの言い分であればショートしてしまうという、その間で間に合うとお考えですか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

一応3月25までということで業務のほう完了予定は考えておりますけれども、業務を進めていく中で3月25で全てを結果として見るのではなくて、発注している段階である程度受託している業者さんから情報をいただきながら進めていきたいと思っています。ですので、中間的なものが、期間は短いのですが、中間的なものの結果があれば随時教えていただいたり、3月25に完成した段階で、一応前回の議会全員協議会でもご説明したとおり早ければ4月の議会にもし必要であれば財政支援の補正予算等も計上したいって考えておりますので、その前には議会議員の皆様にも結果等もお示ししていきたいと考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） この業務委託、さっきちらっと出ていましたけれども、7年の3月25日までということで、この時点で報告が来た場合に大体の方向性が分かるわけでしょう、そのときは早く議会のほうに報告していただきたいなど。それで、この提案理由の中で統合を視野にとということで、前回町長が令和9年というふうに言っていましたので、それで間違いないかどうか、それも確認したい。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、方向性については、結果ができ次第早急にご報告いたしたいと思います。

2点目の令和9年度に向けて統合をとということでしたけれども、これにつきましても一応そういう形で進めていきたいと考えております。のですけれども、一応今回の業務委託の結果を見た上で、早めなければいけないとか、令和9年が妥当だとか、そういう部分も見

えてくると思いますので、その辺も結果を見て判断していきたいと思います。

以上です。

○5番（山田 誠君） この事業計画の業務委託の結果見て、あと町のほうの考え方を
見て、できるだけ早く判断した部分で議会等に報告すべきだと思うので、だんだん、だんだ
ん遅くなると関係機関のほうも大変なので、その辺も含めてスムーズにいくように検討し
てやっていただきたい。どうですか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の早く判断をとということも踏まえて、業務のほうも委託期間は短いのですけれど、
業者のほうにはその辺を伝えた上で早急に対応していきたいと思います。

以上です。

○12番（東 隆一君） 確認というか、一番最初に出されたのが8月21日の全員協議会の中
の資料の中にシャリテの森の事業を休止しますよという部分で、その中で要望として、
これまでの本体施設であるシャリテさわらと地域密着型老人ホームシャリテの森の運営を
しておりますがと、町に対して財政支援をいただきたい旨の要望を受けておりますという
説明だったわけです。ですから、その部分でだんだん進んでいきますと最後には統合と
いう部分まで今度踏み込んできてしまった。本来は、ただ財政支援をお願いしますという
要望の趣旨だったわけです。それが全員協議会でどういう状況なのかというようなことを
言われて、結果いろんな資料が出てきましたよと、その中でいろんなシミュレーションが
出てきて、赤字になっていましたよと。そういう部分で、町のほうは本来これ関係機関で
はないので、道に全部申請しなければいけない部分で、資金収支内訳表とか、そういうの
が3年も前から実際に道のホームページを見れば赤字として計上しているわけです。その
中で、内部監査の中でこのままいけば大変なことになりますよという部分まで指摘されて
いるわけです。それは、町のほうで当然把握していた。

ですから、私が言うのはどこでその状況が分かって、さくらの園の統合まで進んでい
ってしまったのかと。本来は財政支援だけをしてくださいと、パンクするので、ショートす
るので、財政支援をしてくださいというだけの要望だったのです。それがずっと進んでい
って、最後にはさくらの園と統合という話まで、そここのところの経緯がはなから、用意ド
ンのときから、8月のときから財政支援が大変なのだと、自分たちがこのままシャリテさ
わらをやっていけないのだというようにギブアップをしていたものなのかどうなのか。こ
れから、先ほどからも説明していたのですけれども、ギブアップするのか、するのが前提
でこういう資料をどんどん、どんどん出してきて、その都度、その都度出してきてやって
いるのか。だから、完全にバンザイしている話なのですか。そここのところ、どこで町のほ
うがそれ把握して、さくらの園との統合も視野に入れてという話になってきたのか。そこ
このところ、何か今の流れだとだんだん進んでいくにしたがってさくらの園との合併という。
本来だったら、会社がどこかと統合するということになれば、こっちのほうがお金を出し
て、本当にあなたの会計が大丈夫なのかということでお金出して、確かにそうだよねと、

それだったら引き受けましょう、これだったら引き受けませんよというふうな判断に至ると思うのです。これだとはなからさくらの園と合併しますよというような前提でこれを進めるということになれば、本来これは一法人の社会法人なわけですね。会社なわけですね。一会社がこういうふうな、要するに町のほうにやってしまったときに、ここに青雲の森だとか、いろんな施設ありますよね、そういうところがもしもこういう形で町のほうに支援してくださいよと言ったときにはこういう形を取るのかどうなのかという、ちょっとそれは突っ込んだ話なのでしょうけれども、このところいきさつが、要するに本来シャリテさわらというのは砂原の部分で合併する前にできていた施設なわけですね。そっちのほうでは一旦けりがついていると思うのです。そういう法人だと思ふのです。そこのところがどこでどういうふうになって、こういうふうにはさくらの園の合併までできてきているのかという経緯がちょっと分からないのです。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今のいきさつとか経緯の部分ですけども、まず最初に8月の段階でシャリテの森を休止するといった段階では、町のほうに財政支援をしていただきたいというお話はありましたが、その段階では町のほうでは、相当な赤字を抱えていると、表面上の収支計算書とかは分かりますけれども、統合とか、そういうものをしていただきたいというお話はありませんでした。先日の12月の全員協議会のときに提出させていただきました要望書、さわら福祉会から11月に提出されたものですが、この段階で初めてシャリテのほうから実際自分たちでは厳しいというお話を受けていましたので、その段階で初めてうちのほうとしても資金がショートするというお話とかいろいろ受けて、財政支援をしていかなければいけない、そして町の施設であるさくらの園との統合も視野に入れていかなければいけないという考えで進めておりました。

以上です。

○議長（木村俊広君） 東委員、簡潔にお願いします。

○12番（東 隆一君） これ全く森町は、資金収支の道のほうに出されているこういう法人が出す資料自体を全く町のほうには把握していないのかどうかと、私は普通ネットなんか見るとホームページなんかには全部公表されているわけですね。その中見ますと明らかにアウトのような状態を書かれているわけですね、要するに道のほうに出されている資料には、それは町のほうは全く把握していなかったのかということが、かといって結局それ一法人にどうなのだという話にはならないでしょうけれども、何かちょっと納得ができないような。

○議長（木村俊広君） そこで一回切っていいですか。

○12番（東 隆一君） いいです。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の道とかに提出している資金収支とかの関係書類につきましては、うちのほうもさわら福祉会のほうから資金が大変だとか、そういうお話が来た時点では確認はいたしました。

そして、監査の報告等も確認させていただいております。ただ、実際にさわら福祉会のほうから困っているの、どうにかしてほしいということはその段階では来ていませんでしたので、正式に来たのが先日の議会全員協議会でも提出させていただきました要望書が全てでしたので、その段階で初めてうちのほうも考えとか、そういう方向性とか決めたという段階です。

以上です。

○議長（木村俊広君） あと、他の法人のほうからもしそういう財政支援等々の話があった場合にはどういう対応するのだという部分も付け加えてもらえれば、前段の段階でそういう話あったので、その辺について。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

他の社会法人の部分につきましても実際にそういう要望等来ていませんので、判断はできないのですが、たださわら福祉会の部分につきましては、設立の経緯とかも前回の資料にもつけておりましたが、町主導でやった部分もありましたので、実際にほかの社会福祉法人からもし来た場合にはその段階で判断するという考えになると思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そもそも何で町に来るのという、監督官庁ではないですよ。道、国が監督官庁なのに、今回森で財政支援から統合という話になった時点で道とか国の指導があったということで理解していいのですか。その辺がよく分からない、流れが。

だって、関係ないといえば関係ないですよ。社会福祉法人がどうなるかという、当然それを考える上では森町の介護福祉計画とか、そういうのを全部考慮した場合にシャリテがどういう位置づけになっているのかも分からないわけですよ、その説明の今までの説明の中では。だから、そういうもの含めて今後福祉計画を立てるのかどうか、これが2点目。

それと、具体的にこういう社会福祉法人と町が、自治体が統合する例というのはあるのですか、過去に。ほかの例って、具体例というのは。話そういうので聞いたときない。むしろ社会福祉法人同士の統廃合というのはあり得るのだとは思うのだけれども、町が統合するというのは聞いたときないと私思っているのだけれども、その辺いかがなのでしょう。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の道の指導とか、そういうものがあったのかという部分につきましては、実際の道のほうから指導とかはありません。

2点目の介護保険事業計画の部分につきましては、今後どういうふうにするのかという部分につきましても、実際にシャリテさんと例えばさくらの園が統合するといった場合には介護の実際の見込み量とか全然変わってきますので、そういう部分を当然視野に入れた上で算定していきたいと思っています。

3点目のこのように町と社福が統合するの、かという例につきましては、実際には私のほうでは把握しておりませんが、社会福祉法人が経営が苦しくなって町が全て面倒を見ると、

町のほうで運営するという例は実際に道内でもございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） とすれば、統合ということは完全に町が主導で、統合というよりも吸収するという考えでいるのだというふうな理解でいいのですか。そうすると、そこまで話はまだならないのだろうけれども、建物の問題とかいろんな問題が出てくるのだと思うのですが、そういうことも含めて今回のいろんな調査というか、経営状態はどういうふうになっているのかとか見るといふふうな理解でいいと。そして、今後それを受けた上で6月までに返事を出さなければならない。ということは、3月末の調査結果を出してもらった上での判断になっていくのだろうけれども、3か月の中でできるような話になってくるのだろうか、そこまでの。そして、短期的なというか、臨時的には財政支援をするという形にはならざるを得ないのだというふうには流れからいうようになっていくのだとは思いますが、いっしょに将来を見据えた中で、先ほど言った森の介護福祉計画などの福祉、いろんな計画があるものを見直し、さらには実際にシャリテに森の人間がどの程度いるのか、そういうものも含めて分からない状態なわけです。それだけシャリテが森町にとって重要な位置づけになっているのかどうかも含めて報告書を出してもらわないと判断のしようがない。今回この調査結果を認めるということは将来的に統合を最後認める結果になってくるのではないのかなという気もするので、その辺の具体的な内容について詰めた中で詳しく調査をした形で出していきたいと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

先ほどの統合の部分が吸収かどうかという部分につきましても、今の段階では吸収とかなんとかという部分に関してはちょっと難しいので、先ほどもいろいろご質問に対してお答えしているのですが、まず調査結果を見て判断していきたいと思っています。

それと、先ほどもお話あった建物とかいろいろな問題、これも今の段階で担当レベルで何が問題かという、何をしなければいけないかというのは実際に把握はしております。ただ、実際統合するとか、そういう部分が決まった段階で動かなければいけないという事務作業等もいろいろございますので、そうなった場合には早急に対応していきたいと思っています。

次に、6月まで返事を出さなければいけない、3か月でできるのかという部分は、確かに期間が短いので大変なのですが、その反面シャリテさわらのほうも6月には資金がショートするという現状も今の段階ではございますので、早急に対応していかなければならない。ただ、先ほどもお答えしたとおり、調査結果によってはもしかしたらもっと先かもしれませんし、もっと手前に来るかもしれませんし、それはちょっと分かりませんので、結果を見て判断していきたいと思っています。

あと、将来を見据えた上で介護保険事業計画の見直しとかも当然考えなければいけないと思っていますし、シャリテに森の人間がどれだけいるのかという部分も実際今の段階では把握しております。ですので、具体的にどういうことをしなければいけないかという部

分も当然うちのほうでも把握しているのですが、今回統合のシミュレーションをかける段階でうちのほうで判断しようと思っている部分は、統合によって相乗効果が定量化して実際に施設統合の収支シミュレーション、あと人員の体制、目標の稼働率、人件費率など経費率のイメージ等も作成の中に考えております。ですので、実際どのようにやったらちゃんと改善できて合併しても大丈夫なのか、そういう部分も視野に入れて考えていきたいと思っています。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 最後に1点、最初に聞いた直接の監督官庁である道とかの指導、相談とか、町はまた別だろうけれども、シャリテのほうで道のほうに相談とかしているのですか。そして、今後する予定があるのか。むしろ町よりも監督官庁である道、国のほうに相談するのが最初なのではないかと私は思うのだけれども、その辺いかがなのでしょう。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

今の道の指導の部分は、確かに指導は受けていませんけれども、町のほうとしては実際相談はしております。実際にこれが統合するとか、もうちょっと踏み込んだ話になった場合にはいろいろな事務作業が出てきますので、北海道のほうにいろいろ相談していきたいと思っています。

以上です。

○6番（野口周治君） これまでの同僚議員の質問と重複するところあるのですが、構造自体をはっきり確認したいので、あえてお尋ねをします。

こういう調査をするというのは、例えば企業が吸収したり合併するときに当たり前のことであって、きちんと確認をせずにただ手を突っ込むなんていうのはあり得ません。そういう意味では常識的なことやられていると私は理解をします。その上でなのですから、今回要望書が出てきたりしていますが、まずこの話が元に戻ったりしないのかどうかということについて教えてください。具体的には、助けてください、援助してください、統合も経営も全てお任せしますというふうに言った、書いてあったのですが、とは言ったけれども、そうやってやれるのだったら私たちでやりますよというふうな後戻りはないような、そういうストップのかかった状態と理解していいかどうか。常識的には今の福祉政策の中でこういう仕事もうかるはずもないし、そんな話はないと思うのだけれども、世の中何が起こるか分かりませんから、論理としてそういうことはないのですよねと、後戻りはないのですねということを確認させてください。

それから、2つ目に、専門のコンサルタントということですが、実績がちゃんとあるところなのかどうか。これ質問の仕方非常に難しいのですけれども、形式的なこと、ああ、そうですかというのでは困るので、きちんと実力あるのだよね。例えば不当な発注が行われていればこんな単価あり得ないよねということもちゃんと見つけてくれるし、経営の在り方としてこんな常識的なのかどうかもちゃんと見てくれなければいけないし、かなり

広く専門的な力が必要だと思うのです。そういう力のあるところかどうか。

それから、3つ目、支援の話がありました。タイミングの問題もあります。この話をしているうちに支援をもっと早くしてくれという事態が起きないとは言えない。話が、地域密着を閉めたらやれますと言った。私の理解では、すぐ後に実はという話がまた出てきてしまうようなことがあって、非常に本人さん不安定ですから、法人が。そういう意味で、もっと早くしてほしいという話が仮に出てくるとします。これ仮定の質問で恐縮なのですが、そういうときには監査結果にかかわらず支援を検討することになるのか、あくまでもデュープロセス、手続をちゃんとやらない限り、ただ支援をするということはありませんとはつきり言えるのかどうか、これも教えてください。

あとは、ここで聞いていいかどうか、これは難しいので、議長判断も必要だと思いますが、役員さん、こういう状況になっている中で私は役員さんがまともな報酬をもらっているというのは想像しにくいですが、実際どんなことになっているのだろうか。要は自分たちがもらうものはもらっている、だけれども赤字ですと。そんなことではないのでしょうかねと思うのだけれども、どうなのか。もしここで答えになるのが適当でなければ本件は外してもらって結構です。

以上です。

○保健福祉課参事（萩野友章君） お答えいたします。

まず、1点目の要望に対して結果が出て後戻りするのかという部分につきましては、さくら福祉会からの要望書から見ても、資金ショートして6,370万円赤字が出るということで、後戻りはないというふうに今の段階では想定されます。

2点目です。専門のコンサルタントの部分ですが、実績はあるのかという部分ですが、実際この業者に確認したところ、今回のうちの町と、あと社会福祉法人が統合するとか、そういう部分のコンサルタント業務はしたことはございません。ただし、この業者につきましては全国展開している業者でありまして、福祉専門コンサルタントの外部監査等は実施しておりますので、実績等はあると思っております。ただ、あると思っているという部分に関しては確認はしておりますので、実績はあります。

3つ目です。支援は早くならないのかという部分につきましても、実際資金ショートが今年の6月ということ聞いておりますけれども、それより手前に来るということは現段階ではさくら福祉会とのお話ではないというふうに聞いておりましたけれども、調査結果によってはもしかしたらそういうこともあり得るかもしれませんので、ただ期間が短過ぎますので、その辺はどのようなふうに進めていくかという部分はどうしても監査結果を見た上で判断しなければならないというふうに考えております。

最後の役員の報酬の部分ですが、これは実際にホームページ等でもさくら福祉会の役員等の報酬等に関する規定というのが公表されていまして、役員は基本的には報酬は無報酬ということで、常務理事の業務報酬として月額16万円ということで記載されております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で社会福祉法人さわら福祉会外部監査及び経営計画策定業務委託についてを終わります。

次に、お配りしている本日の議題にはありませんが、森国保病院関係で施設基準等に係る適時監査実施に伴う診療報酬の返還について報告があるということです。議員の皆様、よろしくお願いたします。

説明員交代のため暫時休憩します。11時45分まで休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時44分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、森国保病院からの説明を求めます。

千葉国保病院事務長説明願います。

○国保病院事務長（千葉正一君） 私のほうからご説明いたします。

お手元に配付してあります資料のとおりとなっております。まず、施設基準等に係る適時監査実施に伴う診療報酬の返還についてであります。1、概要といたしましては、国（厚生労働省北海道厚生局）による施設基準等に係る適時調査が令和6年12月19日に実施されております。監査終了後の総評において診療報酬における指摘事項がありました。内容といたしましては、診療報酬請求について加算請求が基準を満たしておらず、結果加算における診療報酬を多く請求することになってしまうため、返還金が発生する見込みであります。厚生局から提示された入退院支援加算、地域包括ケア入院医療管理料、看護補助体制充実加算の3点ですが、それぞれ提示された月入院患者数及び差額点数と対象期間を基に算出し、合算した結果、概算ではありますが、現段階で返還金といたしまして3億7,000万円ほどになる見込みでございます。

2の原因についてであります。入退院支援加算及び地域包括ケア入院医療管理料につきましては、加算業務担当者の他業務の兼務実態が不適合であると指摘されております。また、看護補助体制充実加算については看護補助員の配置基準を満たしていないことが指摘されております。

3、今後についてであります。町に正式な調査結果が近日中に届く予定であります。調査結果が届き次第内容を精査し、厚生局からの指導を受けながら対象患者1名ずつの請求額を算出し、自己負担分の差額を患者様へ、保険請求分の差額を各保険者へ返還することとなります。対象となるのは令和3年7月診療分からとなり、レセプト件数においては約2,000件と想定され、返還金が確定するまでには相当な労力と時間を要する見込みであります。可能な限り早期対応を図ってまいりたいと考えております。

大変申し訳ございませんが、本日は第1報として概要のみの報告とさせていただきます。詳細につきましては確定次第再度ご報告をさせていただきますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（木村俊広君） ただいま千葉国保病院事務長より説明がございました。

詳しい正式な監査の報告、調査報告、結果等々についてはまだ来ていないということで、今後分かり次第皆さんのほうに報告したいということでございますが、特にこれだけは聞いておきたい、確認しておきたいということがあれば受けたいと思いますが、どうですか。あと、町側の理事者のほうからでもこれだけ付け加えて言っておきたいということがあればお聞きしたいと思いますけれども、どうですか。

○1番（伊藤 昇君） さっきの概要の施設基準等に係る適時調査、これというのは何年ごとに行われているもので、前回の調査というのはいつだったのというのまず1点。

それから、これ2,000人分なのですけれども、令和3年から。令和3年の7月分からというのは、これ時効か何かの完成で7月からというふうになっているものなのか、その前はカウントしなくていいですよという指導なのか、そこがもう一つ。

それから、現状で対応していきたいというような話で、入院患者でも高齢の方もいて、大変申し訳ないけれども、もう分からない方、それからご家族しかいない方、いろいろいらっしゃると思うのです。そういうところというのはどうやって調べるのか。

それから、自己負担と診療報酬とあるわけですから、その辺りしっかりとした整合性取るために体制を整備するといったら今の中でできるのですかというのをまず教えていただければと思います。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、指導、適時監査については基本的に3年に1度だったと思います。ただ、近年のコロナウイルス感染におきまして今年度12月に実施されております。当院は、たしか令和2年ほどに1度入って以来だったと思います。

あと、2,000件のレセプトの関係ですけれども、これはあくまでも診療報酬なので、一月1枚のレセプト件数であります。対象者につきましては、それから2か月、3か月入院されている方もおりますし、1か月しか入院されていない方もおりますので、今段階で抽出はなかなかこの期間では厳しい状況となっております。

あと、令和3年7月からの返還につきましては、実は令和3年の6月に一部人員の配置が変更になりまして、その届出をして、7月からという形で今現在までの監査入るまでそのような形で実務をしておりまして、令和3年の7月からが返還対象となっております。

あと、患者様の自己負担の返還の関係であります。患者様につきましては、あくまでも個々の所得、町民税課税、非課税とか、所得によりまして1か月の限度額というのはおのおの各保険によって設定されておりますので、今回このレセプト1か月中の加算を多く取った分を戻すことによって、その限度額以上を超している場合については患者さんの返還

の金額は戻らない形になります。ただ、例えば1か月に10日ぐらいしか入院していなくて、その10日間の診療報酬から今回の加算を減算したときに、基本的に高齢者であれば自己負担、医療費10割中の1割自己負担になりますので、その1割の自己負担が今までお支払いしてもらったものが一部減額になる要素は出ております。ただ、これにつきましても患者様の入院の形態及び自己負担、各保険、後期高齢医療ないし国保、社会保険であれば75歳以下の方の自己負担と1か月の診療報酬の内容によって各自ばらばらになります。ご説明のとおり、あくまでもそのような状況でありますので、患者様1件1件全部精査し直して、また返還金の確定及び返還金の確定によりまして自己負担の影響も出てきますので、その積み上げをこれからの作業が必要となっております。この作業につきましても、今現在では何とか自前でやるしかないかなとは思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 今後の体制について。

○1番（伊藤 昇君） 自前でやるということなのでしょう。

○国保病院事務長（千葉正一君） 自前っていいですか、今現状の職員で対応していきたいと思っております。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 今の現状でやっていくのだと、今でも大変だから、職員さんを会計任用職員だとかもお願いしながら業務をしているわけです。そして、この何千人って、2,000人以上もなるわけだよね、レセプトでこれだということだから。それで、例えば残業なんかしなければいけないとか、通常業務のほかに、そういうことにもなると思うのです。その辺りの例えばこれに対する体制だとかというものが必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、それ1点と、それから先ほど2年にその調査が入って、いろいろな項目、調査項目ってみんな同じくあると思うのです、厚生省の。そこで、これやらなければいけないね、基準に合致しなければいけないというの分かっているはずだ、2年のときに。そして、3年に、3年から体制を変えたと、そしてやっていきたい。今回その発覚がした。そのとき、どうして2年のときにしっかりと3年に向けての整備をできなかったのか。これというのは業務上の怠慢になるのではないかと私は思うのです。ましてその患者さんなり診療報酬、それから例えば労災なんかで入っている人もいますよね、国で。そういう方に、皆さんに迷惑かけるわけです。これ開設者って町長だから、ごめんなさいだけで済む話で私はないと思うのです。その辺りどうですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、体制につきましては、伊藤議員おっしゃるとおり残業等は考慮しております。ただ、今現在職員急遽募集というの厳しい状況かなと思いますので、まずは今いる現状の職員でこれから作業に取り組んでいかなければならないかなと思います。

あと、令和3年の人員による入替えの関係であります。すみません、前回入ったときの監査項目の指摘事項等は私今日資料を持ってきておりませんので、ちょっとお答えでき

なくて大変申し訳ございません。ただ、人員の入替えがあったときは多分適用されるという前提といたしますか、その下で人員の入替えがあったと思いますが、その後について専従と専任等の取組といたしますか、そこの辺の違いで今回指摘を受けている状況であります。

以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） 今の加算の部分でございますけれども、令和3年の時点で新たに地域包括ケア病床の新たな加算を取ろうとしたのです、診療報酬改定の際に。それで、それに伴って加算を取ろうということで、人員の配置だとか条件も含めて取ろうということでやったのですけれども、その結果、今12月に行われた監査で要するにそれが不適合であるということが発覚して今回に至っているということでございます。

以上でございます。

○1番（伊藤 昇君） 最後、そこまで分かっているのであればどうしてそういうふうにしなかったのか。今回こういう3億7,000万円くらいになるようなという話になる自体がおかしくて、しっかりとそこ分かっていてそういうような体制を取ったわけですね。今回指摘されてこういうふうな状況になると、そこというのはだから事務的なことがしっかりとされていなかったのではないかなというふうに思うのです。だから、いろいろ話してそういうふうになりましたからとかって言うけれども、業務というのはつながっていているのだから、人が替わろうと何しよう。その病院自体の業務というのは変わらない。勉強していかなければ駄目なものは勉強していかなければ、改正するものは改正しなければ、それというのは例えば会計検査入ったって同じことでしょう、指摘事項ってみんなあるのだから。それみんな勉強して、それをクリアできるようにしてやるのが仕事だと私は思うのです。そういう理屈にならないですよ、柏渕さん。と私は思うのですが、いかがですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まさしく議員おっしゃるとおりでございます。やはり加算に伴って取るものを勉強して取っていかなければ駄目なことでございます。ただ、今回ちょっとコロナの関係で監査の期間が長くなってしまって、入らなかったというのも今回大きくなる要素に、もっと早い段階で気づけなかったというよりも指摘を受けないがために金銭的に大きくなったというのもございます。ただ、現状として、今議員おっしゃるとおり、やはりその加算を取るに当たってしっかりと勉強しながら取っていくというのが原則になってございます。おっしゃるとおりでございます。

○3番（高橋邦雄君） 今回のこの原因というのは、地域包括、これをやっていく上で職員が兼務した事例なのです。これ包括ケアをやるに当たって、全道、全国的にどのような職員配置でこの加算が取れるかというのは実は分かっていたと思うのですよ、はっきり言って。今コロナの関係も言いましたけれども、人員を兼務させることによる追加加算で今こういう状態になっているので、きちっとそこの、さっき副議長も言いましたけれど

も、勉強、情報収集、これが実際できていなかったから、こういうような事態に今陥っていることなので、今後医療体制、福祉体制に対してもこういう加算はすごく改定されるので、事前にそういうのをキャッチしておかないと今後かなりこういうような現象また起きる可能性もないことはないので、まずそこの包括を立ち上げることによって人員配置をどのように、要因だったのかというのもできれば調査として1項目に入れていただきたいなと思います。

○国保病院事務長（千葉正一君） 高橋議員のおっしゃるとおりでございますので、その辺も調査し、後日報告させていただきます。

○2番（河野文彦君） 今日、まずこれ第1報ということでの資料だと思うのです。本当に第1報の概要的な部分で、やっぱり同じ議員でもジャンルによって得意、不得意、詳しい人、そうでない人いらっしゃるの、もうちょっと詳しく、それこそ経緯から、令和2年の監査の内容からでもいいので、もうちょっと詳しい資料、全協で上がってくるのもこれ1回で終わりということではないでしょうし、今後返還金に向けて予算的な部分も必要になってくると思いますので、返さなければならぬものは返さなければならぬ、これ致し方ないと思うのですけれども、その経緯、原因、今後の対策というものはこれ1枚では説明し切れないうから、その辺をもうちょっと詳しくではなくて、資料に目通すだけでなるほどこういうことだったのかって分かるような資料、そういうものを作り作り作って皆さんに配付してほしいなというふうに思うのです。僕は正直言って詳しく分からないものですから、このシステムについて。皆さん聞きに行っていたらその対応だけで本当に半日とかかかかってしまうと思うので、これから忙しくなると思うので、ですから本当に内容がなるほどなって分かるような資料を作って、それ以降に次の全協に臨んでほしいなと思うのですけれども。

○国保病院事務長（千葉正一君） 河野議員おっしゃるとおり作成し、準備したいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 2つお尋ねをします。

事態認識として、これは正しく体制を取ってれば返還の必要は生じなかったものかどうか。今回の国の言っていることは本当に正当なかどうか。裏返せば町が正しくないことをしていたと認識しているかどうか。今まだないかもしれませんが、なぜそんな変なことをしたのか、これが1つです。

それから、2つ目、今回の監査の対象期間はいつまでですか。というのは、この金額がその対象期間以降についても同じことが発生しているのではないかと思うから、お尋ねするものです。お願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、体制の関係であります。野口議員おっしゃるとおり、正しい体制を取ってれば返還は生じなかったということでもあります。

あと、国の対応は正しいかということですが、あくまでも国の厚生局の監査でありますので、正しいと捉えております。

なお、返還期間とかにつきましては、今回の返還の事実を確認したという事実が発生した段階で遡って基準の取下げはしておりますので、今現在については返還の対象は外れております。また、人員の体制等が整いましたら、改めて包括ケアの加算は取得したいと今現在では考えております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ほかの議員も言われたように、やはりきちっと違反の原因とか今後の経緯とか、指導、勧告もあったのかも含めて、それと対策と今後、それから責任の所在、責任の取り方、返還方法、改善の可能性などをきちっとみんなが分かるようにやっていただければいいと思うのと、あと今一番心配なのは、先ほど取得を外したので、今現在は問題なく皆さんを診ていただける体制を整えられたということによろしいでしょうか。包括の患者さんも入院ができるし、病床の取消しとかもないということによろしいでしょうか。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

斉藤議員もおっしゃるとおり、今後返還方法等を含め作成し、ご報告させていただきます。

なお、今現在の入院患者さんにつきましては、通常どおりの入院は継続されております。決して今回の減算において強制退院とか、そのようなことはありませんので、ご了承願います。なお、あくまでも今現在は地域包括ケア病床から一般病棟という形に変更になっておりますので、先ほどもちょっとお話したとおり、入院患者様にはご支障がないような形になっているのが現状であります。

以上です。

○13番（松田兼宗君） まず、相当な労力、時間を要する見込みであるというのだけれども、どの程度を見ているのか、全部整備されるのが。

それと、要するに3億7,000万返さなければならないという、それは資金的な部分で返せないということはないですね。その予定は、めどは立てているというふうに理解しているのだろうか。

それと、今後の話で当然厚労省からのペナルティーがあるはずで、この包括ケア病棟が廃止、もう既に要件が満たしていないから、それに沿った形での入院の形になっていないわけです。だから、今後それが整理することによって再度その要件を満たせば厚労省は認めるのですかというところ、その見込みがあるのだろうか。その辺ちょっとお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、作業の関係であります、今現在具体的に1か月ないし2か月かかるかというのはちょっと想定していないのが現状であります。先ほどもお話したとおり、まず正式文書を受け取った後、対象月及び件数とかはある程度見込んでおりますが、実際積算の方法

としましては、たしか国が定めているエクセル表に多分1件ずつ必要事項、点数とかを入れて差額等の試算をして積み上げるような形だと思いますので、手をかけてからどれぐらいかかるかというようなことで想定しなければならないかなと思います。

あと、返還金の関係であります。正直今段階でめどが立っているかと言われれば、めどは立っておりません、正直な話。今後どのように対応していくか考えていかなければならないと思っております。

あと、地域包括ケア病床の関係であります。先ほど松田議員からもご指摘あったとおり、現在は遑って地域包括ケア病床はないような状況であります。ただ、今回はあくまでも職員の業務の在り方といいますか、対応の仕方が指摘され、取消しになっているというのが状況でありますので、まずはその職員の配置と人数、あと業務等の中身を精査し、改めて地域包括ケア病床という部分を認可もらえたいと思います。ただ、それはあくまでも今回指摘がありました部分は改善した上で、適正な加算の体制を整えた上での請求が認められれば認可になると思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 今返還するお金のめどは立っていないよとか、患者さんにいろいろ迷惑かかっているのだけれども、自前で何とかするとかという、そういう話になっているのだけれども、それでいいものなのかどうなのかという部分で、これ町のほうの全体的な支援が必要になってくると思うのだけれども、その辺のこともやっぱりちゃんと聞かなければならないなと思って、できれば副町長答えてもらいたいなと思うのですけれども。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

金額確定した上で返還しなければならないということですが、今病院としてはめどが立っていないというお答えでしたけれども、最終的にはやっぱりこれ町の責任でもありますので、そういったところで、もちろんそれは議会の議決が必要ですが、町からそういった支援をして迷惑がかからないような体制を取っていくということも視野に入れながら今後検討していかなければならないことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） それは、人員体制についてもそういうことでいいですか。

○副町長（長瀬賢一君） 人員体制についても、まずはどういう作業になるのかということと、それがまだはっきりと分かりませんので、まずは要するに額を確定する作業、それがどういった作業になるのか、そしてそれが人的な補填が必要なのかどうなのかということも含めて、それはまたそのときに病院サイドに相談持ちかけていただいて、それでまた適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（千葉圭一君） この説明を聞いても今後もまた起こるのではないかという不安しかないのです。正直なところ、こういう問題が出されて、国から来ている施設基準等による適時調査がある、その3年間に1回ぐらいしか事前に自分たちがチェックしないみたい

な流れになっていますよね。例えば決算報告だって年に1回やっています。では、国によるこの適時調査というのは3年に1回来るといふのなら、それが今後は例えば月1回にちゃんと実施するのか、半年に1回やるのか。本来はこれ個人に負担が、一回払ってもらわなければならないから、負担かかっているわけですよね、個人の患者さんに対しては。ということは、そういうことが起きないためには毎月本来はこういう適時調査を事前に自分たちでやっておかなければならないわけでしょうと私は思うのです。普通の企業ならそうやってやっています。だから、国保病院である以上、だからというわけではないのですけれども、今後の対策について、これならしっかりやって、もう二度とこういうことが起きないなというような対策も含めて今度提出してもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○国保病院事務長（千葉正一君） 千葉議員のおっしゃるとおり、チェック機能につきましては今後どのような形でチェックしていくのか考慮しながら体制は強化していきたいと思っております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 大変なことが出てきたというふうに思っていますけれども、まずなぜこういうものが起きたか、経緯、経過的なもの。さっき斉藤委員も言っていましたけれども、後日やっぱり詳細に出していただきたいと思う。

それから、これだけの大金を返還等する以上は一般会計からまた病院会計のほうに繰り出ししなければならない。こういうことになって町民に相当な迷惑かける。これは、責任問題だけれども、やった方々の対応、責任問題、これはきちっとやっていただきたい。これない限りは認めないよ。なぜこういうふうになったかと、だらしなからこういうふうになった。ちゃんときちっと自分の仕事を全うしていないから、こういう状態になった。3億7,000万、約4億の金は町民が払うわけだから、俺はこれきちっとした対応を取っていただきたい。それから、さっき言ったように経緯、経過等の詳細の部分についてもきちっと出していただきたいなど、そういうふうに思っています。いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

山田議員おっしゃるとおりだと思います。しっかりと原因、そして責任の所在等も併せた中でまた議会のほうにご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） ほかにどうですか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で施設基準等に係る適時監査実施に伴う診療報酬の返還についてを終わります。

以上で町側の議題は終わります。

説明員の方は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題に入ります。

1、令和7年度行政視察についてを議題とします。

事務局長より説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、令和7年度の行政視察について私のほうからお話しさせていただきます。

昨年議会としての行政視察、道内、道外含めて皆様はどうでしょうかということでお話をさせていただきました。数名の議員さんから紙媒体で要望書が、要望書といいますか、出されたところでございます。それを取りまとめたのが事前に皆様にお配りしている資料になります。まず、左側のほう、道内のほうからちょっと説明をさせていただきます。一番最初に、ここ黒で〇〇町という表現、かつ複合施設関連または議会改革関連というような表記をさせていただいておりますけれども、これについてはあくまで特別委員会ではなく森町議会として行政視察を行うと、内容についてはタイムリーな話題と、内容ということでこういう表現をしましたが、繰り返しですが、あくまで森町議会として行政視察を行うということで整理をさせていただきたいというふうに思います。

この部分について皆様から寄せられた内容、ここには行き先等は書いておりませんが、出された意見としましては、議会改革関連、基本条例の部分で福島町、上ノ国町、京極町、当別町、南幌町など出されております。また、道内でいえば札幌市のエアウォーター、これの見学ですとか夕張市の複合施設といった部分が出されているところでございます。この道内の部分については、実際に行くとなった時点において、相手先があることでありまして、実は私来てからもなかなかこの調整がうまくいかず、ちょっと苦慮したという部分もあります。今言った部分、町名ずらずらと言いましたけれども、この部分については事務局のほうで、お任せという表現は適当でないかもしれませんが、候補地を選定をさせていただいて、来週実は町長査定がでございます。その部分について議会改革関連、複合施設関連メインにこういった場所を議会として行政視察したいということで査定を受けてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、右側の道外というところについてお話をさせていただきます。議員からは、東北というところ。宮城県の紫波町、利府町、それからこれまで友好町といいますか、外ヶ浜町ということで、これを絡めた形で提案がなされております。その概略といいますか、次のページ、両面刷りですけれども、ここに内容、目的等について簡潔にまとめさせていただきました。この部分、まず東北部分、これ実は私の記憶では2年前の道外視察のときに候補に挙がったわけでありまして、ちょっと日程調整がうまく合わなくて、結果九州方面に行政視察に赴いたというような経過がでございます。

次に、道外のケース2というふうにしたところ。ここは香川県ということで、これは議員さんのほうから正式にペーパーで出されたものではないのですが、事務室の中で四国の部分についてこういった施設を見たいねという話もちょっと聞いておまして、それ踏まえて事務局のほうで、ここには香川県の鳴門市、丸亀市、それから三豊市、こういった部分で防災機能でありますとか市民交流活動、こういった部分についての行政視察に

ついてどうだろうかということここでここに挙げさせていただいたものでございます。この部分については、意見集約をお願いして具体的に皆様にお知らせする機会はございませんでした。何日か前に事前にお配りはできているのですが、実際に皆さんから上がった声というのは岩手県の東北の部分でございます。これも、繰り返しですが、来週21日に町長査定がございますので、やはり的を絞ってもっと具体的な資料をつけて町長に説明する必要がございますので、この部分について、限られた時間ではありますが、事前に皆さん一読されていると思いますので、ご意見を伺った中で復活要求に臨んでいきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

道内、道外、今までケース的には一緒に一つの年度で両方行くというのは、たしかあったのはあったかと思うのですが、結構珍しいのかなと思いますが、今特別委員会ではなくあくまで議会とは行きますって言いましたけれども、やはり話題が豊富でございますので、同じ会計年度に2か所要望するのは間違ったことではないのかなというふうに事務方では思っております。皆様の意見を聞きたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（木村俊広君） ただいま小田桐局長より説明がございました。皆さんからいろんな意見をお聞きできれば町長査定に向かってよりよいプレゼンができるのかなと思います。そういうことで、いかがですか。いやいや、こういう形がいいのではないかとか、道外一本でいったほうがいいのではないかとか、いろいろ意見あると思います。経費かけなくても北海道だけでも用済むのではないかとか、そういう考え方もいろいろあると思いますので、その辺の意見等々も聞かせていただければありがたいなと思います。

また、ちなみに、今年は合併して、どこの町も大体20年ということになると思うのですが、そういう節目の形で静岡の森町も20年、外ヶ浜は10年ですね、ちょうど10年という、そういう形になって、いろいろ考え方それぞれにあると思いますので、その辺もひくくめながらお話ししていただければありがたいなと思います。いかがでしょうか。

○12番（東 隆一君） 道内も道外もという、一緒にやるケースも考えられるということですよ。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 一つの年度で。

○12番（東 隆一君） そういうふうに伺ったのですけれども、道外でしたら私ケース1の場合のほうが何か経費的にも結構それなりの経費なのかなと。道外のケースの2つでなると金額的にもそれなりの金額になると。それ道内と道外を2つやるということで道内でしたらそれなりの経費的には削減にはなると思うのですけれども、1つ道外のケースで岩手県の紫波町、岩手県でしたら新幹線での移動ということで、この町実は水道事業で岩手県の花巻だとか北上なんかと2市1町で、今合併というか、統合して水道工事をやっているのです。それが非常に、8億幾らという黒字というか、財政を削減したというふうになっている町村なのです。ですから、これを今オーガブルプロジェクトということになっていますけれども、水道の事業でもそれになった経緯だとか、要するに今まで単町でやっていたときの水道事業と、今こういうふうに2市1町でやったときに8億幾らの削減になって

いると言われている町村なのです。そういうのもちょっと鑑みて、これから森町も水道事業というのは、どんどん人口が減っていくし、この前の新聞にも書かれていたように相当、要するに水道の料金の負担金が多くなるのではないかというふうには言われている部分がありますので、あと5年もすればと。そういうのの先駆けで、そういう部分の視察もどうなのかなと。ここの今人口3万3,000人って言っているのですけれども、この町自体はこれから市を目指していくというぐらいの勢いの町なわけです。市を目指していると言われている町なのです。そういうのも何か森町に、これから森町でもっと活性化して、要するに人口を増やしていくという部分でも合致している町なのかなというふうに思いますので、道内の1のケースと道外の1のケースを私は希望はするのですけれども、道内も1つ入れてと。

○議長（木村俊広君） ありがとうございます。いろいろ相手方のあることなので、いろんなケース考えながら交渉していかなければならないのですけれども、参考として承ります。

○2番（河野文彦君） 研修先、研修内容については、正直僕は希望を集めたときに出していませんので、そこは議長と局長にお任せするという思いなのですけれども、1つこれ議長にお願いになるのかもしれないのですけれども、私たちの任期というのはこの春で折り返して、令和7年度、8年度で改選になるわけです。前回の本州方面の視察のときに改選期ぎりぎりだったのです。それに対して町民から、何だ卒業旅行かよという声が結構あったのです。なので、令和7年ですとちょうど折り返しのタイミングだと思いますので、内地はお金かかるから言われて、道内だと金かからないからいいのかとかということではないのですけれども、できれば遠くに行くのであれば7年度中に見て、7年度と8年度と議員活動に参考にできるような内容にしてもらったほうがいいのか。8年度にあまり本州方面に行って大きい経費かかるようですとまた町民からそういう厳しい声が出てしまうのかなと思いますので、そこだけお願いしたいと思います。

○議長（木村俊広君） 確かに過去のそういう視察ということ、ちょっと私も想像でしか物は言えないのですけれども、そういう慰安的な部分は、そんな要素は多分にあったのかなというふうに想像します。現実的に今どういう状況にあるかっていったらそんな余裕かまして視察しているという状況でもありませんので、しかしながら指摘されるというのは決して面白い話ではないので、そういう方向で進めていければなと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

（「あと議長と事務局長に任せます」の声あり）

○議長（木村俊広君） よろしいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 取りあえず話の流れとしては、東議員がおっしゃっていた道内1つ、それから道外1つ、道外はできれば近間のほうがいいのではないかという、そういうお話でありました。その辺もいろいろ考慮しながら、逆に道内は札幌の視察と込み込みで

行くからそんなに経費かからないだろうと、であれば道外はどこか行きますかとか、そういう考え方もあると思いますので、その辺のことも、一応お任せされましたけれども、皆さんのほうともいろいろディスカッションしながら決めていきたいなと思いますので、そういうことをご理解願えればありがたいと思います。視察の件に関してはこれで終わります。

次に、2、森町商工会議所及び森町さわら商工会との意見交換会について入ります。

斉藤広報広聴常任委員長から説明願います。

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 皆さん、長時間になってすみません。手短かにいきたいと思います。このたび森町商工会議所さんとさわら商工会との意見交換会の日がほぼ決まりました。それで、改めてきちっとした文書で皆さんにもお渡ししたいと思いますが、会議所のほうが2月26日6時から会議所で行います。そして、さわら商工会のほうは2月4日18時からさわら商工会のほうで行いたいと思います。

（何事か言う者あり）

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 商工会議所のほうは特に議題というかはいただいているのではありませんけれども、さわら商工会のほうは議題をいただいていますので、その辺りも資料を含めて皆さんにもお配りしていきたいと思いますので、ぜひ参加して忌憚ない意見の交換ができますようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 今説明あったとおり、商工会議所のほうからはフリーでそのときにはお話しするというような感じなのですが、さわら商工会のほうから議題いただいているのではありませんけれども、なかなか深いそういうものもございますので、できればその資料もらいながら、いろいろ勉強しながら向かっていかなければ大変かなというような要素もありますので、個々にその辺はちょっと知識深めていってもらえればありがたいなと思います。そういうことで、皆さんのほうから特に何か聞きたいということがあれば。

○2番（河野文彦君） 委員長にお願いになると思うのですが、どこの会とは言わないけれども、しっかりとコーディネートを置いてほしいのです。マイクを離さないでずっととかってなってしまうとまたいろいろあるので、そこはちゃんと場を仕切る、そういうところをお願いしたいなと思います。テーマ的に事前に打合せができていればいいのかもしれないのですが、そこは委員長の手腕に期待していますので、よろしく願いします。

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 一応進行、前回の意見交換会、農協さんとか漁組さんとかやったときに野口議員にお願いして、ファシリテーターというか、進行役やっていただいてきちっと会が進んでいきましたので、今回もお願いしているのですが、何か荷が重くなってしまいましたね、今回のあれで。なので、どうぞ協力していただいて皆さんでよい意見交換会にしたいなと思いますので、進行役さんだけの責任とかにはならないので、皆さんでやっぱり事を進めていきたいなと思いますので、どうぞよろしくお

願います。

○議長（木村俊広君） この件について、あとよろしいですね。

○13番（松田兼宗君） 口頭で今言っているのだけれども、文書なりラインワークスで流してほしい。日程とか決まっているのなら余計そう。

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 資料をつけて皆さんにお渡ししたいなと思っていました。なので、事前に日程だけちょっと先に言って、空けておいていただきなということで、資料結構……

○13番（松田兼宗君） だから、文書で出してというの。

○広報広聴常任委員長（斉藤優香君） 文書で出します。もう少々お待ちください。よろしく願います。

○議長（木村俊広君） あと、特にこれだけは言っておきたいということがあれば聞きまされども、よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町商工会議所及びさわら商工会との意見交換会についてを終わります。

次に、3、その他に入ります。

皆様から何かありますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 事務局から何かありますか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） ありませんということで、なければ以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

閉会 午後 0時35分